

第6次

2009—2018

平成21年度 平成30年度

別海町総合計画

ともにつくる べっかい創造プラン

笑顔あふれる豊かさ実感のまち べっかい

～ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く みんなの「つながり」でつくる別海の未来～

基本計画



平成21年3月 基本計画策定

平成26年3月 基本計画見直し

別海町

第6次 **2009—2018**
平成21年度 平成30年度
別海町総合計画

ともにつくる ベつかい創造プラン

笑顔あふれる豊かさ実感のまち
ベつかい

～ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く みんなの「つながり」でつくる別海の未来～

基本計画



平成21年3月 基本計画策定

平成26年3月 基本計画見直し

別 海 町

はじめに

本町では、平成 21 年 3 月に「笑顔あふれる豊かさ実感のまち べっかい ～ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く みんなの「つながり」でつくる別海の未来～」を町の将来像とする第 6 次別海町総合計画を策定し、人と自然、人と人が「共生」し、環境や経済の「循環」するまちづくりの推進、活気ある地域社会を構築するために町民の皆様が「希望」を持てるよう、特色ある産業やこれまでのまちづくりの取り組みを最大限に活用した新しいまちの「活力」創造の推進、「協働のまちづくり」の推進など、総合計画に基づき町政を総合的・計画的に進めてまいりました。

こうした中、平成 25 年度はこの計画の中間である 5 年目にあたることから、基本構想の理念を継承しながら、町民の皆様にとって、今後も住みよく次世代に誇れる町であり続けるため、これまでの取り組みを検証し、浮き彫りとなった課題を整理するとともに、国内外の経済状況、人口の減少や少子高齢化の進行、地方分権の進展など、本町を取り巻く社会経済情勢の変化による新たな課題への対応を図るため、平成 26 年度から平成 30 年度までの後期 5 か年に向け基本計画の見直しを実施いたしました。

今後も引き続き選択と集中の観点からより良い手法を模索しながら、この町に住んでいて良かったと実感できるよう、「活力ある産業のまち」、「自然と共生するまち」、「健やかに暮らせる福祉のまち」、「人を育てる学びのまち」、「快適で安全なまち」、「参画と協働でつくるまち」の 6 つの基本目標の実現に向け町民の皆様とともに力を合わせ協働によるまちづくりを進めてまいりますので、町政発展のためご理解とご協力を心からお願いいたします。

おわりに、この計画の策定にあたりご尽力賜りました総合計画策定審議会委員の皆様をはじめ、総合計画町民検討委員やまちづくりアンケートなどにおいて貴重なご意見をお寄せいただいた多くの町民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

別海町長 水 沼 猛

別海町章



今日の別海町を築いた先人の
開拓者精神をたたえ、未来に勇気
と希望をもって、さらに躍進する
別海町の象徴として町民ひとし
く誇りと愛着をもつ、町章を制定
するものである。

別海町民憲章

わたくしたちは、明るい希望の朝日をオホーツクの海に迎え、
美しく映える感謝の夕日を西別川の清流にひろがる広野におく
る、自然のめぐみ豊かで、ますます開けゆく別海町の町民です。
わたくしたちは、開拓の精神を受け継ぎ、強く逞しく前進する
町を築くことを誇りとし、この憲章を高くかかげてその実践につ
とめます。

- 一 元気で働き、生産を高め豊かな町をつくりましょう。
- 一 みんな仲よく助けあい、あたたかい町をつくりましょう。
- 一 きまりを守り、住みよい明るい町をつくりましょう。
- 一 子供に夢と希望を与え、平和な町をつくりましょう。
- 一 教養を高め、美しい文化の町をつくりましょう。

別海町の花 「センダイハギ」



野付半島の竜神岬一带の草原砂地に
群生し、黄と緑に点影の浜辺に遊ぶ牛
馬の群れは、北方風物詩ここにありの
感を強烈に与え、情緒豊かな絶勝の地
となります。

根室管内の海岸線は他に砂地はな
く、唯一の群生地として、海岸草原の
美しさからセンダイハギを町の花と制
定しました。

別海町の木 「ナラ」



未開の地に入植した人たちは、掘立小
屋を建てるために雑木林のナラを切っ
て柱材とし、開墾をするときは根掘りに
汗を流して、また冷害凶作には炭、薪と
して換金するなど、開拓の歩みの中には
忘れることのできない存在です。

数少なくなったナラの木、巨木として
残ったナラの木をどこかにみると、風
雪に耐えて強くたくましく生長する姿
は、町の永い開拓の歴史と、さらに発展
する姿を象徴するにもっともふさわし
いものとして定めたものです。

別海町の鳥 「ハクチョウ」



遠くシベリア東部から越冬のため南
下し、毎年10月初旬から飛来して湖を
縦横する優雅な姿が眺められ、以後、日
が経つにつれて数が増していきます。

しかし、湖面が完全に凍結する12月
下旬には、安住の地を求め野付湾内、春
別川口に移動し、1月上旬から3月中旬
まで生息します。

このように白鳥の飛来地としての本
町が、多くの町民から愛され親しまれて
いる白鳥を町の鳥としたものです。

別海町歌

一、東の大地赤輪仰ぎ

広野を拓きし我が父祖よ

あゝたくましく酪農の夢まどか

大別海のあゆみぞ誇れる

二、流水白くオホーツクとぎす

さく風ついてはちからよ

あゝさかんなり燃ゆる血も赤々と

大別海に生きぬく我等は

三、春風やわく無限のみどり

悠揚たりや乳牛のむれ

あゝゆたかなりこの郷はとこしえに

大別海の未来をはぐくむ

四、白鳥高く大空翔ける

入江に漁る打瀬舟

あゝうるわしきこんべきの波寄せる

大別海の未来ぞかぐやく

目次

第 1 部 序論

第 1 章 計画策定にあたって	
第 1 節 計画策定の目的	2
第 2 節 総合計画の役割	3
第 3 節 計画の構成と期間	4
第 2 章 別海町の将来像	
第 1 節 まちづくりのテーマ	5
第 2 節 別海町の将来像	6
第 3 節 将来像実現のための基本目標	7
第 4 節 総合計画施策体系	8

第 2 部 基本計画

第 1 章 活力ある産業のまち	
第 1 節 農業の振興	10
第 2 節 林業の振興	15
第 3 節 水産業の振興	18
第 4 節 観光の振興	21
第 5 節 商業の振興	24
第 6 節 工業の振興	26
第 7 節 雇用・勤労者対策	28
第 2 章 自然と共生するまち	
第 1 節 環境・エネルギー先進自治体の形成	30
第 2 節 ごみ処理等循環型社会の形成	34
第 3 節 公園の整備と緑化の推進	37
第 3 章 健やかに暮らせる福祉のまち	
第 1 節 健康づくりの推進	39
第 2 節 医療体制の充実	43
第 3 節 地域福祉の充実	45
第 4 節 子育て支援の充実	47
第 5 節 障がい者支援施策の充実	50
第 6 節 高齢者施策の充実	53
第 7 節 社会保障の充実	56

第4章 人を育てる学びのまち

第1節 社会教育の推進	58
第2節 学校教育の充実	61
第3節 青少年の健全育成	65
第4節 地域文化の振興	68
第5節 スポーツの振興	71
第6節 交流時代への対応	74

第5章 快適で安全なまち

第1節 市街地整備と景観形成	76
第2節 住宅・宅地の整備	79
第3節 道路・交通網の整備	81
第4節 水道の整備	84
第5節 下水処理施設の整備	86
第6節 地域情報化の推進	88
第7節 消防・救急体制の充実	90
第8節 防災対策の推進	93
第9節 交通安全の推進	96
第10節 防犯対策の推進	98
第11節 消費者保護の充実	100

第6章 参画と協働でつくるまち

第1節 住民参画のまちづくり	102
第2節 コミュニティ活動の促進	105
第3節 人権の尊重	108
第4節 男女共同参画社会の形成	110
第5節 北方領土対策の推進	112
第6節 時代に対応した自治体経営の推進	114

第3部 付属資料

1. 第6次別海町総合計画基本計画見直しに関する諮問	118
2. 第6次別海町総合計画基本計画見直しに関する答申	119
3. 第6次別海町総合計画基本計画見直しの策定経過	121
4. 策定体制	123
5. 別海町総合計画策定審議会委員名簿	124
6. 策定組織の構成	126
7. 用語解説	127

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の目的

現在、本町を取り巻く状況は、国の政策や世界経済の影響などをはじめとする急速な社会・経済情勢の変化など大きな環境変化の中にあります。

特に、基幹産業である第1次産業をはじめとする活力ある産業の維持・発展、少子高齢化や人口減少への対応、産業活動と調和した環境の保全などが緊急の課題となっています。

また、町民の防災意識の高まりによる安全・安心なまちづくりの推進、さらには、地方分権・地域主権の一層の進展などによる自立した自治体づくりに向けた積極的な取り組みが求められています。

このような中、平成21年度から平成30年度までの10年間の計画期間とする第6次別海町総合計画を策定し、まちづくりを進めるうえでの指針として本町が目指す今後10年間の将来像の実現に向けて取り組みを進めています。

この度実施しました総合計画基本計画の見直しについては、本計画の「基本構想」に定めた将来像実現を図るための具体的な施策を示すものと位置づけている「基本計画」について、この度前期5か年が経過することからこれまでの取り組みや社会情勢の変化などを踏まえ後期5か年に向け見直しを行い、これまでの基本計画における現状と課題の記載内容の見直しやそれらを受けた施策内容の精査による新たな視点による取り組みの追加や文言の見直し、さらに成果指標となっている項目の中間実績及び計画期間終了時（平成30年度）の目標値の見直しを行なったものとなっています。

なお、本計画が、まちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ、多くの町民の参画・協働のもと、行政と一体となり別海町を創造していくことをめざして、愛称を次のとおり定めています。

「ともにつくる べっかい創造プラン」

第2節 総合計画の役割

「総合計画」は、すべての分野における行政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”として、これまで地方自治法という地方自治の基本を定めた法律によって、総合的・計画的な行政運営のために「まちの将来像」を基本構想として定めなければならないことになっていました。

しかし、地方自治体の自由度の拡大を図ることを目的に平成23年に地方自治法が改正され、基本構想の策定義務は廃止されています。

本町の総合計画についても、これまで地方自治法に基づき策定してきたところですが、平成23年に制定いたしました「別海町自治基本条例」において、行政は、まちづくりの将来の姿を明らかにし、地域で育まれてきた資源及び地域の特性を最大限に生かし、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定しますと規定しており、引き続き総合計画を最上位の計画と位置付けています。

このことから、総合計画は町の最上位計画とし、今後の本町のまちづくりの方向性を示すものとし以下のような役割を持つものとします。

■役割1 みんなのまちづくりの共通目標

本計画は、町民に対して今後の本町のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

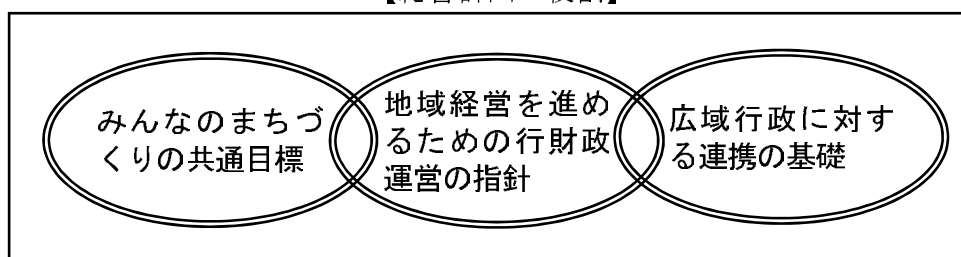
■役割2 地域経営を進めるための行財政運営の指針

本計画は、地方分権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

■役割3 広域行政に対する連携の基礎

本計画は、国や道、周辺自治体などの広域的な行政に対して、本町のまちづくりの方向を主張するとともに、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

【総合計画の役割】



第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

■ 基本構想

基本構想は、本町のめざすべき将来像とそれを実現するための基本方針や施策の大綱を示すものです。

計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。

■ 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的施策、目標指標、協働の指針などを体系的に示すものです。

計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とします。前期5年で実績を評価し、後期5年の計画の見直しを行います。

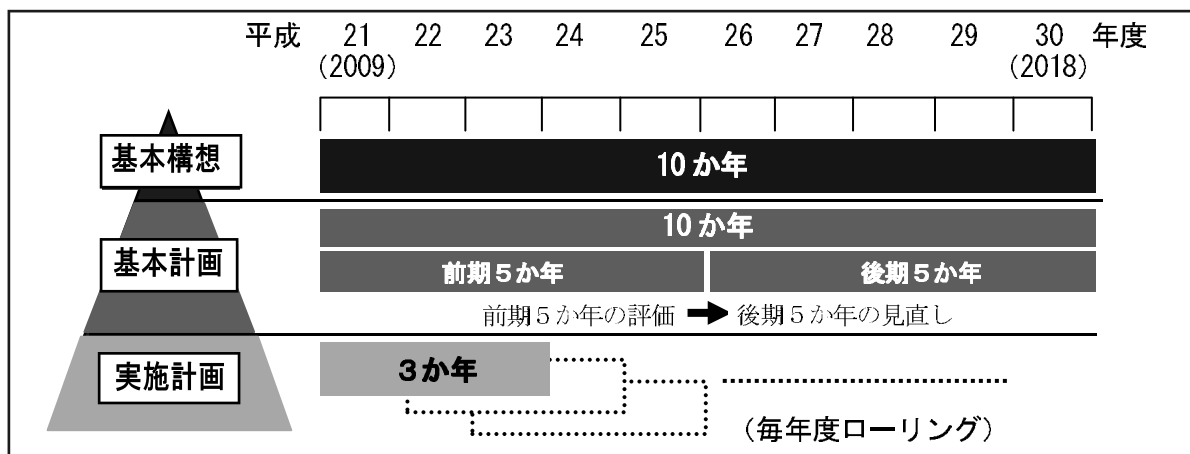
また、基本計画には施策ごとに成果目標（ベンチマーク）を掲げ、成果主義の導入を図って、成果目標の定期的点検を行って本計画の達成度を確認する行政評価の仕組みの確立に努めるとともに、常に時代の流れや町民の意向、施策の進捗状況度合などに応じてマネジメントできる仕組みの確立を図ります。

■ 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策を、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示すことにより、予算編成の指針となるものです。

計画期間は、3年間として別途策定し、基本計画のマネジメントによるローリング方式（毎年見直す方式）を採用し、本計画の進行管理を行います。

【第6次別海町総合計画の構成と期間】



第2章 別海町の将来像

第1節 まちづくりのテーマ

まちづくりを進める上で、すべての分野において基本とする3つのまちづくりのテーマを以下のとおり定めます。

■まちづくりのテーマ1 「共生と循環」

共生と循環

豊かな自然環境と生産活動、生活環境が調和した、すべての人が暮らしやすい生活・社会環境の形成のため、人と自然、人と人が「共生」し、環境や経済の「循環」するまちづくりを進めます。

■まちづくりのテーマ2 「希望と活力」

希望と活力

活気ある地域社会を構築するには、そこに住む人がいつも笑顔で「希望」を持てるよう、特色ある産業とこれまでのまちづくりの取り組みを最大限に活用し、新しいまちの「活力」を創造するまちづくりを進めます。

■まちづくりのテーマ3 「協働と自立」

協働と自立

地方分権時代のまちづくりには、町民と行政、さらには多様な主体がそれぞれの役割と責任をもって「協働」し、「自立」したまちづくりを進めます。

第2節 別海町の将来像

将来像とは、町民と行政が一体となってめざす、将来のあるべきまちの姿です。

別海町は、先人の努力により拓かれたまちであり、これまでのまちづくりの取り組みで培われた多くの財産を有しています。これらをさらに磨き、新たな英知を加えて、激動の時代にも笑顔と希望と誇りに満ちたまちとなるため、将来像を以下のとおり定めます。

笑顔あふれる豊かさ実感のまち べっかい

～ ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く
みんなの「つながり」でつくる別海の未来 ～

○ひとが輝くために

町民一人ひとりが健やかに生き生きと目標と夢を持ち続けられるまちづくり。

○まちが輝くために

生活基盤の整備、活力ある産業の振興による自立したにぎわいのあるまちをつくるとともに、各地区で地域の特性に応じた地域活動が展開されるまちづくり。

○自然が輝くために

豊かな自然と生産活動が調和したまちづくり

○みんなの「つながり」でつくる別海の未来

町民と行政の協働、地域福祉や防災における「共助」、消費者と生産者の関係など様々な分野での信頼関係に基づく「つながり」が見直されています。こうした人と人との多様な「つながり」を様々な分野で育て、伸ばし、別海の未来をつくります。

こうしたまちづくりを進め、だれもが物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさ、生活の豊かさを実感し、笑顔あふれるまち「べっかい」の実現をめざします。

第3節 将来像実現のための基本目標

将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

基本目標1 活力ある産業のまち

～ 大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

農林水産業・商工業・観光の振興など地域産業の活性化に向けた活力ある産業のまちづくりを進めます。

基本目標2 自然と共生するまち

～ みどり輝き 水がきらめく 環境先進地づくり～

豊かな自然を守り育てるとともに、町民・事業者・行政が連携し、環境保全に向けて地域から行動するまちづくりを進めます。

基本目標3 健やかに暮らせる福祉のまち

～ 健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり～

すべての町民が世代を超えて支えあいながら、住み慣れた地域で生涯にわたって健康に、生きがいを持って暮らすことのできるまちづくりを進めます。

基本目標4 人を育てる学びのまち

～ 人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり～

次代を担う人材を育成し、だれもがともに学び、別海町らしい生涯学習のまちづくりを進めます。

基本目標5 快適で安全なまち

～ 安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり～

定住の促進と町の新たな発展に向け、災害や犯罪、事故に対して不安のない、快適な暮らしを支える基盤の整ったまちづくりを進めます。

基本目標6 参画と協働でつくるまち

～ 「ともにつくる べっかい」のための仕組みづくり～

町民と行政、さらには多様な主体がそれぞれの役割と責任をもって協働し、魅力ある地域づくりを進めるとともに、地方分権に対応した自立した自治体経営の確立を進めます。

第4節 総合計画施策体系

将来像

基本目標

基本的施策

笑顔あふれる豊かさ実感のまち べっかい

ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く みんなの「つながり」でつくる別海の未来

活力ある産業のまち

- 農業の振興
- 林業の振興
- 水産業の振興
- 観光の振興
- 商業の振興
- 工業の振興
- 雇用・勤労者対策

自然と共生するまち

- 環境・エネルギー先進自治体の形成
- ごみ処理等循環型社会の形成
- 公園の整備と緑化の推進

健やかに暮らせる
福祉のまち

- 健康づくりの推進
- 医療体制の充実
- 地域福祉の充実
- 子育て支援の充実
- 障がい者支援施策の充実
- 高齢者施策の充実
- 社会保障の充実

人を育てる
学びのまち

- 社会教育の推進
- 学校教育の充実
- 青少年の健全育成
- 地域文化の振興
- スポーツの振興
- 交流時代への対応

快適で安全なまち

- 市街地整備と景観形成
- 住宅・宅地の整備
- 道路・交通網の整備
- 水道の整備
- 下水処理施設の整備
- 地域情報化の推進
- 消防・救急体制の充実
- 防災対策の推進
- 交通安全の推進
- 防犯対策の推進
- 消費者保護の充実

参画と協働
でつくるまち

- 住民参画のまちづくり
- コミュニティ活動の促進
- 人権の尊重
- 男女共同参画社会の形成
- 北方領土対策の推進
- 時代に対応した自治体経営の推進

第2部 基本計画

第1章 活力ある産業のまち

～ 大地と海の恵みを生かす 可能性と活力ある産業づくり～

第1節 農業の振興

□ 現状と課題

わが国の農業は、国際化の急速な進展のもと担い手の減少と高齢化、農用地利用の低下や耕作放棄地の増加、飼料用穀物・生産資材の高騰など極めて厳しい状況にあります。また、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）*をはじめ、WTO（世界貿易機関）*及び日豪EPA*など重要農産物の貿易交渉の動向によってはわが国の農業に打撃的な影響が与えられることが予測され、一次産業を基幹産業とする本町にとっても関連産業など地域経済への影響は計りしれません。さらに、消費者の「食」の安全への関心の高まりから消費者の信頼の確保も重要な課題となっています。

本町の農業は、冷涼な気候と広大な草資源と摩周湖の伏流水を水源とする豊富な水資源を生かした酪農が中心であり、昭和30年代のパイロットファーム*、昭和48年から昭和58年の新酪農村*の建設により、日本有数の大規模な酪農が展開される生乳生産量日本一の酪農・畜産のまちとなっています。

しかし、肥料・飼料・石油類などの高騰、牛乳消費の低迷、後継者問題や労働力不足、将来の不安や負債などにより、毎年離農や規模縮小農家が増加傾向にあるなど様々な課題もみられます。

今後は国際化や生乳需給の緩和など経営環境が変化する中で、安全・安心な農産物を求める消費者などのニーズや環境保全などに配慮しながら、創意と工夫を凝らし、地域の経営資源である自給飼料を最大限に活用した新たな営農技術の導入や経営の複合化や多角化を進める必要があります。

また、法人化や個別経営を支える多様な組織の育成などに取り組むとともに農地の遊休化や耕作放棄地の発生防止のため優良農地の確保と有効利用が求められています。

さらに、本町は国内有数の酪農専業地帯であることから、家畜排せつ物の処理について適正な管理を取り進める必要があり、平成17年度に「別海町バイオマスタウン構想*」を策定し、家畜排せつ物を利用したバイオガスの利活用を国と共同研究で実証試験を行っています。

平成25年度には新たに「バイオマス産業都市*」とし、地域のバイオマス原材料から収集・運搬・製造・利用まで一貫したシステムを構築し、それらの地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしいまちづくりを行なうこととしています。

今後も地域産業と環境の調和のとれた持続的に発展可能な地域社会づくりをめざし、家畜ふん尿を主体としたバイオガスの利活用を推進する必要があります。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

□ 施策の目的

日本一の酪農郷として、日本の食を支える農業の振興施策を総合的、計画的に推進するとともに、バイオマスを活用したエネルギー需給バランスの高いまちづくりをめざします。

□ 主要施策

（１）農業生産基盤の充実

農業振興地域整備計画に基づき、整備された優良農地の保全及び有効活用に努めるとともに、遊休農地・耕作放棄地の防止と解消に向け、積極的な農用地利用調整活動や農地パトロールの推進を図ります。また、農道の整備や土地改良事業など土づくりの促進、排水池・排水路の整備など農業生産基盤の一層の充実を図ります。

（２）多様な担い手の育成・確保と創造的な農業経営の展開

認定農業者の育成を基本に、農業後継者のみならず農業への強い意欲を持った新規参入者や農業生産法人など優れた経営感覚を有する多様な担い手の育成・確保を進めます。また、経営指導の強化や農地の流動化による利用集積などにより、多様な農業経営体の育成と農業経営体を支える酪農ヘルパー*やコントラクター*、TMRセンター*などの組織の育成・強化などの取り組みを進め、国際化などの経営環境の変化に柔軟に対応できる、生産性が高く低コストな経営体づくりをめざします。さらに、農業者年金への加入促進をはじめ、家族経営協定の推進及び指導・助言、農業生産法人化に関わる相談・助言など農家経営の安定化を支援します。

（３）環境と調和する酪農・畜産の推進

別海町の気象条件や自給飼料基盤である豊富な土地資源を最大限に生かせる自然循環機能を基本とした酪農・畜産を推進します。また、生産現場での衛生管理の徹底など、環境を重視した生乳の生産体制づくりを進めます。さらに、ふん尿堆肥の自己経営地での還元または地域内での適正な処理を基本としつつ、クリーン農業*の推進、臭気低減の取り組みなど、畜産環境条例に基づいた健全な畜産環境の保持に取り組みます。

（４）消費者ニーズに応える安全・安心・良質な生産の推進

安全性の高いものを生産することを基本とする農業の原点に立ち返り、国民の健康や生命の維持に影響を及ぼす、大切な「食」を構成する牛乳・乳製品などの畜産物の安全・安心の確保に向けた生産者や農業団体などによる自主的な取り組みの推進や普及啓発に努めます。

第6次別海町総合計画 ともにつくる べっかい創造プラン

(5) 地域ブランドの確立

「べっかい」ブランドの確立に向け、安全・安心で消費者ニーズに沿った生産への取り組みとともに、美しい農村景観の創造など高品質乳の生産拠点としてのイメージを高め、別海町の畜産物の価値の向上と市場での優位性を確保します。

(6) 「食」を通じた消費と生産の関係強化と魅力ある情報の発信

別海町で生産される酪農・畜産物への愛着や親近感を醸成する取り組みや食育を通じて、町民の地域に根ざした「食」や「地域産業」への誇りを高め、理解を深めるとともに、町内外の消費者と生産者との結びつきの強化に向けた取り組みを推進します。

(7) グリーンツーリズムなど都市と農村の交流の促進

観光産業や水産業（マリンツーリズム*）とも連携しながら、グリーンツーリズム*など別海町の優れた自然環境や農業生産とのふれあいを求める都市住民との交流活動を通じた別海町の農業・農村へのサポーターづくりや農業・農村の持つ多面的な機能や公益的な役割への理解を深める取り組みを進めます。

(8) バイオマスを活用したエネルギーの利活用

家畜ふん尿を主体としたバイオマスエネルギーの利活用に向け、地域産業と環境が調和したエネルギーの自給を図り低炭素社会*の構築に向けた取り組みを進めます。

(9) 課題解決に向けた大学・研究機関との連携

大学・研究機関などとの連携により、酪農・畜産に関する情報蓄積や課題解決に向けた取り組みを推進します。

●用語解説「*」は、P. 127～130 用語解説を参照。

□ 主要事業

農地・水保全管理支払交付金事業	将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るため、保全活動や農村の自然や景観などを守る地域共同活動を行います。
畜産担い手育成総合整備事業	安定した畜産物供給体制を図り、十分な飼料基盤を確保するための草地造成などを行います。
道営草地整備事業	良質な自給飼料を確保するため、草地整備を行います。
新規就農者対策事業	町内で意欲的に新規就農する農業者や規模拡大の目的で移転する農業者に対し、費用の一部を助成します。
国営環境保全型かんがい排水事業	水質浄化機能など多面的な機能を持つ農業用排水施設整備事業を行い、農業生産性の向上を図るとともに環境保全型農業を推進します。
酪農研修事業	町内に新規就農しようとする若者に対し、酪農の知識、技術などの習得を支援します。
家畜排せつ物対策に関する事業	健全な畜産環境保持のため家畜排せつ物や雑排水の施設整備の推進や、管理状況パトロールの実施など徹底した管理体制の整備を進めます。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
農業生産額	億円	442.9	494	494
認定農業者	%	96	93	98
新規就農者数	人	6	14	30
女性農業士認定者数	人	39	51	66
北海道農業士、北海道指導農業士数	人	31	38	40
コントラクター数	団体	22	33	35
TMRセンター数	箇所	1	6	7
農地・水保全管理支払交付金事業 実施地区数	地区	1	2	3
草地整備面積	ha/年	2,243	1,386	2,500
畜舎排水処理施設設置農家率	%	4	9	18
家畜伝染病疾病率	%	0.1	0.05	0.06
別海ブランド高付加価値製品開発数 ^注	個	0	19	30

注：(株)べつかい乳業興社にて平成21年から平成25年までの期間において新たに開発した商品数。

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間実績)	平成30年度 (目標)
農用地利用集積計画	件	328	243	300
	ha	5,014	4,422	5,000
交換分合事業（累積件数）	件	90	93	95
〃（累積面積）	ha	86,839	88,639	89,939
農業者年金の加入者	人	634	649	750
	%	33	40	47
家族経営協定締結数（累積戸数）	戸数	93	152	200
バイオマスエネルギー利活用導入数	事業体	1	4	7
グリーンツーリズムの体験施設数	戸	4	6	20

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
【農家】 ・質が高く、安全な農産物を生産します。 ・消費者に対する農産物情報の提供に努めます。 ・環境を考慮した資源循環型農業を進めます。 ・酪農体験に協力します。 ・景観を考慮した畜舎内外の環境整備に心がけます。 ・次世代農業を担う後継者育成に努力します。 ・家畜ふん尿の適正な管理に努めます。	【農業事業者・農家】 ・認定農業者を増やして、経営感覚に優れた担い手を育成します。 ・農業者の経営改善を指導します。 ・就農希望者に対する情報提供や支援に努めます。 ・生産性向上に向けた基盤整備に努めます。 ・安全な農産物づくりへの支援に努めます。 【女性農業士】 ・地場産品などを利用した研修を行い、本町の酪農振興を推進します。 【農業関係団体】 ・農業者が利用しやすい土地利用に努めます。 ・資源循環型農業の取り組みに対する支援に努めます。 ・環境保全型農業を進め、「環境にやさしい」を付加価値とした生産体制を構築します。 【研修牧場】 ・体験型学習への利用に開放します。

第2節 林業の振興

□ 現状と課題

森林は、木材生産機能をはじめ、国土の保全や水源のかん養、地球環境の保全など多面的機能を持っており、人々の生活に密接に結びついています。特に、国においても京都議定書*における地球温暖化防止対策を契機とし、二酸化炭素の吸収源としての森林の整備に取り組んでいます。

本町では、森林の多面的機能*の発揮に向け、造林、間伐、野鼠駆除による森林の保全に努めており、その中でも、基幹産業である酪農及び漁業との関連が深く、農地保全の役割も果たす防風保安林については、植栽・保育・伐採更新まで一体的管理を実施しています。また、農地と隣接する河畔林の整備については、平成6年度より西別川などさけ・ます増殖の主要河川流域において、広葉樹を主体とした植栽により森林整備を実施し、河川環境の向上を図り、平成16年に魚つき保安林指定を受け森林の保全に努めています。こうした取り組みにより環境問題に対する森林保全の重要性について、地域住民の理解・協力が深まりつつあり、自主的に環境保全活動に取り組む緑化団体が増えてきています。

今後も、森林が将来にわたって適正に管理され、水資源の供給、山地災害の防止、防風・防霧による農地保全などの機能が持続的に発揮されるよう、平成24年度に策定した別海町森林整備計画に基づき林業生産基盤の整備を進めるとともに、林業に従事する者の育成及び確保、合理的・計画的な森林整備の促進、間伐材及び林地残材などの有効活用、森林の保全及び育成、森林空間の総合的利用に努める必要があります。

□ 施策の目的

森林の持つ多面的機能の持続的発揮と森林吸収源対策*に向け、保安林・河畔林の計画的な森林整備の促進と森林の保全・活用に努めます。

□ 主要施策

(1) 森林の保全・育成と総合的利用

森林には水源のかん養や国土の保全、二酸化炭素の吸収など多様な機能があり、これら機能の持続的な発揮を図るため、造林・間伐などによる適切な森林整備を図り森林の育成に努めるとともに、森林と農水産業との関連を考慮した森づくりの視点に立ち、町民及び関係団体の意識の高揚を図りながら、森林の保全・育成を進めます。また、森林の総合的な利用を促進するため、町民と森林のふれあいの場として整備されている「ふるさとの森」や「尾岱沼ふれあいキャンプ場」、「町民憩の森」などの維持管理に努めます。さらに、教育・福祉・保健などの分野とも連携し、森林環境教育や健康づくりなどの森林利用を推進します。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

(2) 林業生産基盤の保全・整備

森林の保全整備については一体的管理を実施します。特に、農地と隣接する河畔林の整備については、広葉樹を主体とした植栽により森林整備を実施し、河川環境の向上を図ります。

(3) 計画的な森林整備等の促進

関係機関と連携し、森林所有者の意識の高揚や民有林の造林・間伐を促進する助成事業を推進し、計画的な整備を進めます。また、間伐材・林地残材などの有効利用を図ります。

□ 主要事業

植樹活動の推進	地域住民参加による植樹祭を実施します。また、各種団体などが実施する植樹活動を支援します。
森林環境保全整備事業 (旧魚をはぐくむ森づくり対策事業)	河川環境の保全や国土保全としての水源かん養など総合的な森林資源の管理を図るため、造林や間伐などの整備を行ないます。
未来につなぐ森づくり推進事業 (旧 21 世紀北の森づくり推進事業)	森林の持つ多面的機能の発揮に向け、民有林における植林事業に対して道と連携し、北国らしい多様な森づくりの推進を図ります。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
町植樹祭植樹面積	ha	0.44	0.37	0.47
森林率 ^{注1}	%	28.5	28.1	28.2
造林面積 ^{注2}	ha	32	36	33
下刈面積	ha	184	218	182
間伐面積	ha	28	70	76
野鼠駆除面積	ha	687	580	625
皆伐面積	ha	13	12	15

注1：森林率については、町の総面積 132,022ha に対する森林面積 37,162ha（うち国有林 8,732ha、道有林 2,163ha、町有林 7,063ha、私有林 19,204ha）の割合。

注2：造林面積以下の成果指標については、町有林を対象とした事業実績。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
【森林所有者】 ・森林管理の促進（植林、間伐など）を図ります。 ・森林の適正管理に努めます。 ・森林の保全・育成に努めます。 【町民】 ・植樹活動に積極的に参加します。 ・間伐材等を利用した木育に努めます。	【団体・事業者】 ・森林組合は森林整備に努めます。 ・根室振興局森林室は林業技術の普及・指導及び森林の活用促進などに努めます。 ・町内事業者は、植樹活動を支援します。

第3節 水産業の振興

□ 現状と課題

わが国の水産業を取り巻く環境は漁業生産量と魚価の低迷、漁業就業者の減少と高齢化の進行など厳しさを増しています。また、燃油の高騰などによる生産コストの増大、さらには環境問題や食品の安全性に対する関心の高まりに伴い、海域の水質保全をはじめとした漁場環境維持・保全への一層の取り組みのほか、食品衛生管理（HACCP*）方式などに基づいた生産から加工・流通までを視野に入れた総合的な対策が必要となっています。

本町は、4つの漁港を有し、2つの漁業協同組合があり、秋サケ、ホタテ、ホッケイシマエビなどを中心とした沿岸漁業のほか、早くから増養殖事業に着手するなど資源管理型漁業に取り組み、鮮度保持対策にも力を注ぎ価格の維持安定に努めています。また、漁協・漁業者など地域が一体となり、高品質化など付加価値対策に取り組んでおり、地場産物の特性を生かし消費者ニーズにあった製品開発を進めブランド化の確立を図っています。

しかしながら、近年における秋サケ水揚げ量の低迷、魚価安、水産物輸入増加、燃油の高騰など、さらにはヒトデによる貝類の被害の影響を受け漁家経営が圧迫されるなど漁業を取り巻く環境は益々厳しさを増しており、これら課題解決への努力が一層求められています。

今後も、水産資源の維持増大と水産物の高付加価値化や流通拡大の推進、漁村の活性化と経営基盤強化を柱に環境を守り豊かな水産物を安定供給できる水産業の実現と魅力ある漁村環境づくりを進める必要があります。さらに、都市との交流による漁村の活性化をめざして、マリンツーリズム*や漁業体験の促進に努める必要があります。

□ 施策の目的

活力ある水産業の確立に向けて、漁業基盤の整備や栽培漁業の推進、水揚げ量の安定・向上への取り組みの推進、地域の水産物のブランド化を推進します。

□ 主要施策

（１）漁業生産基盤の充実

屋根掛け埠頭の整備、清浄海水導入、排水処理施設など衛生管理型漁港の整備をはじめ、岸壁の改良など漁業生産基盤の充実を図ります。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

（２）水産資源の維持増大による管理型漁業の推進

水産資源の維持と安定的な漁業生産を図っていくために、つくり育てる漁業の推進や漁場環境の保全に努め、活力ある水産業の確立をめざします。また、漁業生産活動により排出される残渣物の適正処理などに留意し、環境と調和した水産業を促進します。

（３）豊かな水産物の提供と流通加工基盤の強化

地域ブランド化・高付加価値化を推進するとともに、漁業関連施設の整備など新鮮で安全な水産物を安定的に供給するための体制づくりを図ります。また、HACCPなど国際規準の認定取得の支援をはじめ、漁場から消費者までの品質及び衛生管理の徹底を促進します。

（４）担い手の育成と経営基盤の強化

関係機関・団体との連携のもと、研修・指導体制の充実を図り、企業的経営感覚を持つ担い手の育成、後継者及び青年・女性リーダーの育成・確保に努めます。また、漁業者などの施設装備の高度化を図り、経営の近代化を促すため、水産制度資金の活用を推進します。

（５）マリンツーリズムによる都市との交流

観光部門との連携による体験型漁業などマリンツーリズムの促進に努め、都市との交流による漁村の活性化を図ります。

（６）地産地消の促進

水産物の直売体制の充実、学校給食や他の公共施設との連携、町内観光事業者や商業者との連携、食育の推進、PR活動の強化などを通じ、地産地消*を促進します。

□ 主要事業

水産物産地市場衛生管理高度化施設整備事業 (尾岱沼漁港)	安全性と信頼性を兼ね備えたHACCP方式を前提とし、尾岱沼漁港を整備します。
水産物供給基盤整備事業	床丹前浜におけるホッキ漁場の保全対策として、離岸堤の設置や野付湾内及び風蓮湖内にアサリ人工干潟を造成し資源の増産を図ります。
水産資源増大対策事業	水産資源の維持増大に向け、ホタテ・ホッキ・アサリ等の種苗移植放流を実施するとともに、ヒトデ等の有害生物駆除や漁場耕うん事業など、栽培漁業の推進と漁場環境の保全に向けた事業を実施します。 また、水産物の付加価値向上を図るため加工機などの整備事業を実施します。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
漁業総生産額	億円	95.7	74.9	95
種苗生産数（ニシン）	千粒	2,085	2,587	2,500
種苗生産数（ウニ）	千粒	3,800	3,950	3,800
種苗生産数（シジミ）	千粒	3,500	56,952	50,000
都市との交流回数	回	3	8	8

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
【漁業関係者】 ・安全で質の高い水産物を生産します。 ・消費者に対する水産物情報の提供に努めます。 ・漁家は規模の拡大を図るとともに経営の安定化に努めます。 ・環境保全型、資源管理型漁業を進めます。 ・水難事故に留意するとともに、遭難者などの救助にあたります。	【漁業協同組合】 ・漁業協同組合は、漁業者が行う生産性向上の取り組みに対する支援に努めます。 ・経営感覚に優れた担い手を育成します。 ・漁業者の経営改善を指導します。 ・就労希望者に対する情報提供や支援に努めます。 ・生産性向上に向けた基盤整備（漁場の管理、資源の育成）に努めます。 ・安全な水産物づくりへの支援に努めます。

第4節 観光の振興

□ 現状と課題

近年の観光は、体験型や滞在交流など地域の特性を生かした観光資源が必要とされ、ますます多様化、高度化する旅行者のニーズに対応した魅力ある観光づくりが求められています。

本町は、ラムサール条約登録湿地*である野付半島・野付湾、風蓮湖をはじめ、雄大な農村景観といった、豊かな自然環境・景観を有し、牛乳・乳製品、ホッカイシマエビやサケなどの別海ならではの特産品にも恵まれています。

また、野付半島ネイチャーセンター、農漁村加工体験施設、キャンプ場など地域資源を生かした観光・交流施設などが数多くあり、イベントにおいても、えびまつり、別海町産業祭、西別川あきあじまつり、白鳥まつり*、パイロットマラソンなどが開催されています。これらに加え、近年では都市と農村の交流に向けたグリーンツーリズム*やフットパス*などの取り組みも活発になってきています。

しかし、訪れる観光客は通過型がほとんどであり、数多くの観光・交流資源もリピーター*の増加には繋がっていないのが現状です。

このため、多様化、高度化する観光ニーズに対応し、特に滞在型観光客増加に向けて地域資源・地域特性を生かした更なる観光資源の整備充実やネットワーク化、新たな観光資源の掘り起こし及び各種ツーリズムの活用をまちぐるみで進めると同時に、近隣地域との広域的ネットワーク形成による周遊型観光ルートを確立する取り組みが必要となっています。

□ 施策の目的

交流人口の増加と地域活性化に向け、多様化、高度化する観光・レクリエーションニーズに即した多面的な取り組みを一体的に推進し、観光・交流機能の拡充に努めるとともに関係機関と連携し、広域観光体制づくりを推進します。

□ 主要施策

(1) 観光・交流資源の充実・活用

道の駅の整備をはじめ、野付半島における新たな散策コースの設置など既存の観光・交流施設の充実及び維持管理の推進とともに、観光ガイドやボランティアなどの育成、観光イベント・祭りの充実や町内観光・交流資源のネットワーク化を図ります。

●白鳥まつりは平成25年度から開催中止。
●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

(2) 新しい観光メニューの確立

通年型観光の確立をめざし、新たな冬の観光素材として、釣りやスノーモービルなどを活用した観光メニューの創出を図ります。また、「食観光日本一」を推進する取り組みやバードウォッチングなどの普及、啓発活動に努めます。

(3) 第1次産業と連携した体験型観光の充実

グリーンツーリズム、マリンツーリズム*、エコツーリズム*など農業、水産業と連携し、自然・歴史・文化・人々などとふれあう体験型をはじめとした滞在型観光の推進に努めます。

(4) PR活動の推進

パンフレットやポスターの作成、ホームページ・SNS*（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の充実、マスメディアの活用などを通じ、本町の観光についてのPR活動を推進します。

(5) 広域観光体制の充実

広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進など地域一体となった観光振興施策を推進します。また、広域的な連携のもと、中標津空港の飛行機便の確保など公共交通機関の充実を促進します。

□ 主要事業

道の駅整備事業	道の駅を整備します。
滞在型・通年型観光推進の取り組み	本町の「食のブランド」を向上させ、都市との「人・モノ・情報」交流の活性化を図り、通年を通して別海町の食と観光PRを実施します（都市と田舎を結ぶ交流促進事業）。また、観光客の集客やまちのPRに取り組む事業に対して支援します（観光推進エリアプロデュース事業）。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
観光入込客数	人	310,800	316,100	331,900
観光客宿泊客数	人	13,800	22,200	23,300
新規観光メニュー ^注	数	0	30	35

注：平成 21 年度以降累計数。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・もてなしの心の醸成に努めます。 ・観光ボランティアとして協力します。 ・一人ひとりが本町の自然や食文化など観光資源を理解し、広く PR をしていきます。	・観光客への案内など観光による町の活性化に協力します。 ・町の観光 PR 活動及び誘客活動に協力します。 ・観光協会は、町と連携を取りながら、旅行会社などにツアールートへの取り組みを要請していきます。 ・観光ホスピタリティ*の向上に努めます。

第5節 商業の振興

□ 現状と課題

本町の商業は、豊かな消費生活の提供はもとより、交流を生み出すものとして、地域活性化にとって重要な位置づけにあり、商店街を中心に地域での小売業を主として行なわれ、平成 24 年度の経済センサス結果では卸売業、小売業を合わせた商店数は 151 店、従業員数は 903 人、年間売上収入額は約 228 億円となっています。

これまで経済活動の全般にわたって重要な役割を果たしてきた本町の商業は、消費生活の安定・安全など町民生活の向上に寄与してきましたが、近年の別海市街地での大型店舗開業により歯止め傾向は見られるものの、他地域への消費購買力の流出など、高齢化や人口減少とも相まって取巻く環境は一層厳しさを増しています。また、空き地の増加による市街地形成への問題も深刻となっています。

そのような中、平成 21 年 4 月に「別海町中小企業振興基本条例」を施行し、地場産業及びその担い手である中小企業等の振興や町と協働して取り組む施策の基本的方向性として定めた「中小企業振興行動指針」に基づき、商工会などとの連携のもと商業をはじめ建設業などの経営活性化・安定化、サービスの向上などを促進していく必要があります。

□ 施策の目的

町のにぎわいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会などとの連携のもと、魅力ある商業環境づくりを進め、商業の活性化を図ります。

□ 主要施策

(1) 商業機能の強化

商工会などとの連携のもと、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進していくほか、指導・支援体制の強化、経営の近代化や後継者の育成、経営革新、新規事業への支援、地域密着型サービスの展開、独自の商品開発・販売などを促進します。

(2) 商店街の環境・景観整備

人々が集うにぎわいの場の再生と創造をめざし、町民及び事業者との協働のもと、市街地整備や景観形成、基盤整備や空き店舗対策の推進など既存商店街の環境・景観整備を進めます。

(3) 商業振興体制の確立

商業振興の中核的役割を担う商工会などとの連携に努め、「中小企業振興行動指針」に基づき商業の活性化に向けた各種活動の一層の活発化を促進します。

□ 主要事業

中小企業融資事業	地元中小企業へ中小企業融資条例に基づき、融資などの支援を行います。
起業家支援事業	新たな創業や新分野に進出する事業者や、古くなった店舗の改修及び空き店舗への入居によって店舗の魅力づくりを図る事業者に対して開業経費の一部を支援し、町内での起業と雇用を促進します。
地域貢献中小企業支援事業	建築事業者の経営体質の強化を目的に、町内業者への発注を条件とし、省エネ住宅（エコ型住宅）の新築・増改築を実施する町民に対して助成します。
にぎわい商店街創造事業	商店街への誘客、販売促進、イメージアップ等商店街の活性化を図る団体等に対し経費の一部を助成します。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
町内事業所数 ^{注1}	件	156	151	151
年間小売業販売額 ^{注2}	億円	232	228	230
起業家支援事業活用実績（累計） ^{注3}	件	—	32	62
地域貢献中小企業支援事業活用実績（累計） ^{注4}	件	—	141	341

注1、2：経済産業省「平成 19 年商業統計」及び総務省「平成 24 年経済センサス-活動調査」による。

注3、4：平成 22 年度より実施。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・町内での消費に努めます。 ・商業イベントに参加します。	【商店】 ・顧客ニーズへの対応に努力します。 ・個店の魅力化に努めます。 【商店街】 ・町全体が一体となった組織の強化と、共同販売を促進します。 【商工会】 ・商業者に対する経営の指導に努めます。 ・商業振興に関する多面的な活動に努めます。 ・起業化、新規創業に取り組みます。

第6節 工業の振興

□ 現状と課題

工業は、地域において、経済面での貢献はもとより、雇用の場の確保による若年層の定住促進など重要な役割を担っています。

本町の工業は、大手乳業会社による乳製品製造業や水産加工業といった町の基幹産業と密接な食品加工業を中心に展開されており、平成24年の工業統計調査結果では、製造業の事業所数（従業員4人以上）は19事業所、従業員数は801人、製造品出荷額は約687億円となっています。

本町ではこれまで、既存企業の育成や企業誘致に努めてきましたが、地域産業の振興や活性化のためには地域資源を活用した商品開発や町内消費も含む販路拡大の必要があり、併せて消費者の食品への「安全・安心」への関心が高まる中、本町の製品に対する信頼をどのように維持していくかが課題となっています。

今後においても、商工会などとの連携のもと既存企業の体質強化をはじめ、新産業の創出などに向けた取り組みを進めていく必要があります。

□ 施策の目的

地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、地域の特色を生かした産業の創設及び基幹産業に関連した企業誘致の推進を図るとともに、既存企業の体質強化を促進します。

□ 主要施策

（1）企業誘致の推進

関係機関との連携のもと、企業誘致活動を展開し、本町の基幹産業である第1次産業と関連した企業や新たな企業誘致を図るため、優遇措置や優遇制度の活用とPRを行います。

（2）既存企業の体質強化の促進

商工会などとの連携のもと、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実など支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大などを促進します。また、厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質基盤を強化します。

(3) 特産品開発、新産業創出等への支援

起業化や新産業・新ビジネスの創出に向け、産業クラスター研究会*など関係機関・団体との連携のもと、情報交換、技術交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備など産業支援・研究開発体制の整備を図り、乳製品や水産物加工における技術の高度化や新たな特産品の開発、起業化や新産業の創出を促進します。

□ 主要事業

企業振興促進条例を活用した取り組みの推進	産業振興を推進するため、企業振興促進条例を活用した取り組みを進めます。
----------------------	-------------------------------------

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
製造品出荷額 ^注	億円	578	687	689
誘致企業数	社	0	0	1
企業立地件数	件	0	0	1

注：経済産業省「工業統計調査」（従業員 4 人以上の事業所）による。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。	【事業者】 - 健全な経営に努めます。 - 環境に配慮して事業に努めます。 - 起業化、新産業創出に取り組みます。 【商工会】 - 事業者に対する経営の指導を行います。 - 工業振興に関する多面的な活動に努めます。

第7節 雇用・勤労者対策

□ 現状と課題

産業構造の変化や労働力人口の減少、高齢化傾向の高まりとともに、近年の原油・原材料価格高騰などによる経営環境・消費動向の悪化など地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。全国的には平成 20 年のリーマンショックによる急速な雇用情勢の悪化の後緩やかに景気回復傾向となっていたものの、東日本大震災による改善の足踏みを経て、最近では復興需要や国による各種政策効果などを背景に景気・雇用ともに改善傾向にありますが、平成 24 年の値でみると、道内の失業率*は 5.2%と全国平均の 4.3%を上回り、有効求人倍率*は 0.57 と全国平均の 0.74 に達しておらず、依然として厳しい状況となっています。

本町においても、長期にわたる景気の低迷などにより産業が停滞傾向にある中で、町内における雇用機会の不足が大きな問題となっており、地元高校出身者が地元で就職を希望していても受け皿がなく、根室振興局管外・道外へと求職をしなければならない状況にあります。さらに、季節労働者対策としてその通年雇用化が課題となっています。

このため、既存事業所の支援など各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと、地元就職及びU・J・Iターン*の促進、女性、高齢者、障がい者などの雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実などを促進していくとともに、勤労者福祉の充実を図っていくことが必要です。

□ 施策の目的

すべての就業者が健康で快適に働くことができる環境づくりに向け、雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実を図ります。

□ 主要施策

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

既存事業所への支援や企業誘致など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充をめざすほか、ハローワークなど関係機関や町内事業所などとの連携のもと、就職相談や地域ポータルサイト*を活用した情報提供、職業斡旋などを進め、若者の地元就職及びU・J・Iターンを促進します。また、季節労働者対策として根室管内 4 町通年雇用促進協議会と連携して通年雇用化を支援します。

●道内及び全国の失業率は総務省「労働力調査」(年平均)による。

●道内及び全国の有効求人倍率は北海道労働局調べ及び厚生労働省「一般職業紹介状況」による。

●用語解説「*」は、P. 127～130 用語解説を参照。

（２）女性、障がい者、高齢者の雇用促進

男女雇用機会均等法の趣旨の普及、事業所への啓発に努め、女性、高齢者、障がい者の雇用を促進します。

（３）勤労者福祉の充実

労働条件の改善、働きやすい環境づくりについての事業主への啓発などを進め、福利厚生機能の充実を図ります。

□ 主要事業

担い手育成の推進	別海町中小企業振興「行動指針」Ⅳ「産業人・担い手育成」に基づき、大学視察研修を推進し、向学心の向上及び勤労観の醸成を図るとともに、ハローワークや商工会などの関係機関との連携強化による雇用促進を実施します。
----------	--

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
労働人口割合 ^注 (就業者総数/15才以上人口総数)	%	66	66	66
高校新卒町内就職者数	人	28	19	23
高校新卒就職希望者のうち町内就職率	%	57.1	40	58

注：総務省「国勢調査」による。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・研修などに参加し、職業能力の向上に努めます。	・事業所などの福利厚生レベルを高めます。 ・安定した雇用機会の創出と高齢者層や障がい者、女性などの積極的な雇用に努めます。

第2章 自然と共生するまち

～ みどり輝き 水がきらめく 環境先進地づくり ～

第1節 環境・エネルギー先進自治体の形成

□ 現状と課題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題から水質汚濁などの身近な環境汚染に至る様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が認識され、わが国では平成20年度から始まった京都議定書の第一約束期間が終了し、新たに第二約束期間の設定が協議されるなど自治体においても持続可能な社会システムの形成に向けた、総合的な環境施策の展開が引き続き重要な課題となっています。

また、東日本大震災に起因する原子力発電に関する様々な問題は、自然エネルギーをはじめとする新エネルギー*に対する関心を一層高め、さらに、全国的な原子力発電所の運転停止により、各地で電力不足に対応するための節電など省エネルギー対策が求められるようになっていきます。

本町は、ラムサール条約登録湿地*である野付半島・野付湾、風蓮湖など世界的にも貴重な自然環境に恵まれ、貴重な動植物群落、野生動物が生存しており、これまでもこうした豊かな自然環境の保全に取り組んできました。また、河川周辺での町民、農業・漁業団体が連携した保全活動や家畜排せつ物を活用したバイオマス*エネルギーへの取り組みなど地域産業と密接な環境保全、新エネルギーへの取り組みが展開されています。さらに、環境美化運動の促進、公害防止対策の推進、広報・啓発活動、学校における環境教育など環境保全にかかわる各種施策の推進に努めてきました。このような中、町民の環境保全への関心も徐々に高まってきています。

今後は、これら「環境」を重視したまちづくりを、本町の重点施策として位置づけ、環境を重視した計画などの策定のもと、庁内及び関係機関との連携を強化し、豊かな自然環境の保全をはじめ、新エネルギーの導入などあらゆる環境問題への対応を町民との協働のもとに総合的に推進し、持続可能な社会の形成を進めていく必要があります。

□ 施策の目的

町民・事業者・行政の協働のもと、環境を重視した計画を策定し、特色あるまちづくりを総合的に推進するとともに、持続可能な環境・エネルギー先進自治体の形成をめざします。

□ 主要施策

(1) 環境重視のまちづくりの総合的推進

環境重視の特色あるまちづくりを進めるため、庁内の推進体制を確立し、環境施策の指針となる計画を策定し、行政自らが率先して環境保全活動を推進します。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

（２）自然環境の保全と活用

町民・事業者・行政が協働して、ラムサール条約登録湿地でもある野付風蓮道立自然公園をはじめ、水辺・森林など豊かな自然環境や景観の保全と活用を推進します。また、固有種・希少種の保護をはじめ、エゾシカなどの有害鳥獣による自然公園や森林の食害などの防止のほか、近年拡大し続けている農林漁業被害や住民生活へ対する影響について関係機関と連携し適正な個体管理に向けた取り組みに努めます。

（３）環境保全意識の高揚

環境保全にかかわる広報・啓発活動や環境学習を積極的に推進し、町民の環境保全意識の高揚に努めます。また、動物愛護についての周知を図ります。

（４）環境保全活動の促進

河川周辺での町民、農業・漁業団体が連携した保全活動をはじめ、環境美化運動の推進、リサイクル運動、省資源活動など町民の自主的な環境保全活動の拡大・定着化、ボランティアの育成・支援に努めます。

（５）新エネルギー導入と省エネルギーへの取り組みの推進

自然環境を生かした太陽光発電などによる環境負荷の少ない自然エネルギー*の導入や家畜ふん尿を主体としたバイオマスエネルギーの利活用など新エネルギーの導入を推進します。また、庁内の地球温暖化対策実行計画を推進するとともに、住民・事業所の省エネルギーへの取り組みを促し、環境にやさしいエネルギー地産地消のまちとしての確立を図ります。

（６）公害等環境問題への対応

主要河川及び風蓮湖の水質調査を継続して実施し、水質の現状把握に努めるとともに関係機関と協力して水質改善に向けた取り組みを推進します。また、騒音・悪臭などの公害に対して、定期的な環境調査を実施するなど監視と未然防止に努めます。

□ 主要事業

環境を重視した計画の策定	環境施策の指針となる計画策定へ向け取り組みを進めます。
新エネルギー導入の推進	新エネルギーに対する理解を深め、環境保全及び地球温暖化対策に有効な自然エネルギー、バイオマスエネルギーなど地域資源を有効に活用した新エネルギーの導入を推進します。

第6次別海町総合計画 ともしつくる べっかい創造プラン

環境保全啓蒙活動事業	風蓮湖及び野付半島、野付湾がラムサール条約*に登録されていることから、今以上に環境保全に努めるため、民間団体の育成と町民意識の啓蒙を図る一環として、関連する環境保全活動などに助成します。
野生鳥獣適正管理の推進	エゾシカ等野生鳥獣による農林漁業被害等の削減のため、適正な固体管理の取り組みを推進します。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
環境を重視した計画の策定	—	未着手	計画策定	計画推進
自然環境に対する満足度 ^{注1}	%	64.2	69	80
環境に配慮したライフスタイルを構築している町民の割合 ^{注2}	%	69.6	56.6	70
新エネルギー利活用導入世帯数及び事業所数 ^{注3}	戸	26	198	280
意識啓発のためのイベントや講演会の回数(累計)	回	2	13	25
町の温室効果ガス排出量削減率 ^{注4}	%	5	13.9	22.5
主要河川水質の水質基準達成率	%	97.59	96.71	100
主要河川と風蓮湖における水質調査実施率	%	100	100	100
環境美化運動の支援(全町一斉清掃など)	件	72	81	96
ごみに関する学習会の開催数	回	12	6	12
排出水(河川放流)水質調査達成率	%	100	100	100
傷病鳥獣保護に係る収容率	%	100	100	100
エゾシカ個体数調整	頭	902	2,857	3,000

注1、2：まちづくりアンケートより。

注3：平成21年度から平成24年度までの期間において別海町住宅用太陽光発電システム補助金を利用し太陽光発電システムを設置した戸数の累計。

注4：「別海町地球温暖化対策実行計画」に基づき取り組みを実施しているが、平成21年度から指定管理施設等を含む調査に変更していることから、本数値は平成21年度と平成24年度の比較により算出。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・自家用車のアイドリングストップの実践や家庭で廃油を流さない、節電など自然環境に配慮した生活を行い省エネに努めます。 ・1.1kg/人/日*を目標に二酸化炭素の排出削減に努めます。 ・地域などで行う環境保全活動に積極的に参加します。(植樹、自然保護、ふれあい、自然環境学習など) ・公害防止に係る事業に参加します。 ・近隣の迷惑となるような騒音、悪臭などを出さない生活に努めます。 ・怪我や病気を患った野生鳥獣、負傷している犬や猫などを見つけたら役場などに連絡します。	【地域】 ・地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動に努めます。 ・地域の良好な河川環境を維持するため、町で定める「別海町川を考える月間」(5月)などを通じて、河川の環境保全活動の啓発普及及び清掃などを行います。 ・地域の良好な自然環境を維持するため、活動の啓発普及に努めます。 【団体】 ・自然環境に係る協議会で共有の認識を図り、環境保全活動に努めます。 ・公害防止及び自然環境保護に関するポスターの応募、展示を実施します。 ・指定動物病院において傷病鳥獣を収容し、治療などを行います。 ・河川などに係る協議会で水質調査の結果の共有を図り、環境保全活動に努めます。 ・河川環境に配慮した農地などの開発など保全活動に主体的に取り組めます。 ・自然環境に配慮した農地の開発に努めます。 【事業者】 ・公害関係法令を遵守して事業活動に努めます。 ・環境マネジメントシステム (ISO14001) の導入など環境に配慮した業務システムを確立します。 ・環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組めます。 ・省資源・省エネルギーの推進を図ります。 ・地球温暖化防止に努めます。 ・森林を適正に管理します。 ・間伐材等を活用した商品の開発、普及を図ります。 ・自然環境に配慮した事業活動に努めます。

●1.1kg/人/日：灯油換算18ℓタンクで32個分(576ℓ)。

第2節 ごみ処理等循環型社会の形成

□ 現状と課題

環境保全の重要性が叫ばれる中、大量生産・大量消費・大量廃棄といった従来からの社会・経済の仕組みや生活様式を根本から見直し、循環を基調とするごみゼロ社会を形成していくことが求められています。

本町においては、ごみ処理は根室管内4町による広域焼却施設で環境負荷の少ない処理を行っています。また、現在12種類の分別収集を実施しており、分別収集前と比較して、もえるごみでは3割の減量、リサイクル率は26%と北海道の目標値(24%)を上回るなどごみの減量化や分別排出、リサイクルの促進に努めてきました。さらに、関係機関との連携のもと、不法投棄対策も推進してきました。

今後一層の減量化・リサイクルなどの促進が求められる状況にあることから、ごみの排出動向に即し、ごみ処理・リサイクル体制の充実を図るとともに、町民への啓発活動を推進しながら、ごみ分別の徹底やごみの減量化、リサイクルなどの促進、不法投棄の防止などに一層積極的に取り組んでいく必要があります。

また、し尿については、町が整備した、し尿処理場において処理していますが、下水道などの整備に伴う生し尿の減少と浄化槽汚泥の増加、設備の老朽化を踏まえながら、施設の補修をはじめ適正な収集・処理に努める必要があります。

□ 施策の目的

町民、事業者、町が一体となって、4R*の推進をはじめ、ごみ処理・リサイクル体制の充実を図るとともに、適正なごみ処理に努め、豊かな環境の保全と循環型社会の形成を図ります。

□ 主要施策

(1) ごみ収集・処理体制の充実

広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進などを通じた分別排出の徹底に努めます。また、最終処分場の長寿命化を図ります。さらに、ごみ収集・処理方法について効率化を図り、ごみ処理経費の削減に努めるとともにごみ処理経費に対する受益者負担率などを見直し、ごみ処理料金負担の適正化を図ります。

(2) ごみ減量化・4R運動の促進

広報・ホームページによる周知や、各団体や教育現場での説明会など広報・啓発活動や推進団体の育成などを通じ、町民や事業者の自主的な4R運動を促進し、ごみの減量化や再資源化、ごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を進めます。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

（３）ごみの不法投棄の防止

広域的な連携のもと、不法投棄の監視体制の強化を図り、豊かな環境のために不法投棄撲滅をめざします。また、野焼きについても啓発活動を継続的に行い、適正なごみ処理を推進します。さらに、「ねむろ自然の番人宣言」*に基づき、広報・啓発活動の推進を通じて町民の環境保全意識の高揚に努めます。

（４）し尿処理体制の充実

長期的な補修・改修計画の策定のもと、老朽化が進行しているし尿処理場や破碎施設の設備・機器について補修・改修を実施し、し尿処理体制の充実を図ります。

□ 主要事業

最終処分場の長寿命化	ごみの分別推進強化により、排出ごみ量の減量化と計画的な最終処分場の長寿命化を図ります。
4 R運動の促進	4 R運動を促進し、環境保全と資源の有効活用に努めます。
「ねむろ自然の番人宣言」による広域的な監視体制の連携強化	・ごみの不法投棄を防止するために、定期的な啓発資料の配布と情報提供に努めます。 ・「ねむろ自然の番人」を中核とした組織的な活動体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、広域的な監視体制の強化を図ります。
し尿処理場維持補修事業	施設・機器の老朽化に伴う補修・改修事業を実施します。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
ごみの総量 (年間)	t	5,087	5,258	5,000
もえるごみの量 (年間)	t	3,407	3,521	3,348
町民一人一日当たりのごみ量	g	844	903	858
リサイクル率	%	26	23	30
不法投棄など苦情件数	件	20	35	15

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・ 4 R運動に努めます。 ・ ごみ出しルールに基づいた分別を確実に行います。 ・ 商品や資源を大切に長期間使用します。 ・ 不法投棄の監視に参加します。 ・ 清潔な町のため美化活動を推進します。 ・ 環境に配慮した生活を送ります。	・ 4 R運動を行います。 ・ ごみ出しルールに基づいた分別を確実に実施します。 ・ ごみの発生を少なくします。 ・ 不法投棄の監視に参加します。 ・ 産業廃棄物の適正処理を行います。 ・ ごみ発生抑制につながる事業スタイルを構築します。

第3節 公園の整備と緑化の推進

□ 現状と課題

公園や緑地は、町民の憩いと安らぎの場、健康づくりや交流の場、子どもたちの遊び場としての機能を持つ重要な施設です。

現在、本町には、町民憩いの森、鉄道記念公園、小野沼公園、尾岱沼みなと公園、本別海公園、風蓮湖畔公園、中西別公園が設置されています。また、別海市街地、西春別、尾岱沼などに 10 箇所の児童遊園地があります。

これまで、安全で快適に利用できるよう園内の巡視などを行い、施設の状況、遊器具などの点検及び安全状況を把握し、安全な利用と事故防止の指導などを行うとともに清潔な公園の保持に努めてきました。また、児童遊園地所在の町内会などと協力して維持管理を行っています。

今後も、老朽化した遊器具の更新や撤去など既存公園の整備や花づくり運動など緑化の推進に努める必要があります。

墓地については、現在、3 霊園と 24 箇所の墓地が整備されています。今後においても別海斎場も含め適切な維持管理に努める必要があります。

□ 施策の目的

町民の憩いと安らぎの場、健康づくりや交流の場、子どもたちの遊び場としての確保と緑あふれる快適な環境づくりに向け、公園などの整備・維持管理及び緑化を推進します。

□ 主要施策

(1) 公園の整備

安全性の確保と利用率の向上に向け、既存公園施設・設備の点検及び改修を計画的に推進します。

(2) 維持管理体制の充実

地域住民と協働して公園や児童遊園地の管理体制の充実を図り、有効活用に努めます。

(3) 緑化の推進

公共施設や道路において計画的に植樹や花の植栽を図るとともに、町民の自主的な緑化、花づくりを促進し、町ぐるみの緑化運動の展開に努めます。

第6次別海町総合計画 ともしつくる べっかい創造プラン

(4) 墓地・斎場の維持管理の充実

霊園・墓地の適正な維持管理に努めるとともに、広域的な連携のもと、別海斎場の設備・機器の補修などを図ります。

□ 主要事業

町民憩いの森公園整備事業	町民の憩いと安らぎ、交流、ふれあい、子どもの楽しい遊び場としての機能を有する公園整備を行います。
町立公園遊器具等補修事業 児童遊園地遊具等整備事業	公園施設・設備の点検及び改修を計画的に行います。
花のあるまちづくり事業	快適な環境づくりに向け、町ぐるみで取り組みます。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
施設遊器具の点検実施率	%	100	100	100
児童遊園地の協働による管理数	箇所	10	10	10
遊具設置数	個	61	75	75

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・憩いと安らぎの場、健康づくりや交流の場として利用します。 ・公園等に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。	【地域】 ・レクリエーションやコミュニティの場として利活用します。 ・公園等に親しみ、活用するとともに、維持・管理に参加します。

第3章 健やかに暮らせる福祉のまち

～ 健やかにずっと暮らせる 人にやさしい地域づくり ～

第1節 健康づくりの推進

□ 現状と課題

少子高齢化が急速に進行する中で、健康に対する人々の関心はますます高まってきており、一人ひとりの自主的な健康づくりを支援する環境の整備が求められています。また、国においては生活習慣病予防の徹底を図るため、平成20年度から、メタボリック・シンдрーム（内臓脂肪症候群）の概念を導入し、医療保険者に対して生活習慣病に関する健康診査及び保健指導の実施が義務づけられています。

本町ではこれまで、急速な高齢化とともに生活様式や食生活の変化により生活習慣病及びこれに起因する要介護者の増加が懸念されている中、保健センターを拠点に、生活習慣病の予防、早期発見・治療による寝たきり予防（介護予防）に向け、特定健診をはじめ、各種検診の受診率の向上に向けた取り組みや生活習慣や食習慣についての学習機会など各種保健事業を展開してきました。

しかし、全国的に学童期からの肥満が問題とされていますが、本町では幼児期からの肥満が増加傾向にあり、肥満傾向児の出現率が非常に高い現状にあります。こうした肥満が生活習慣病につながることから、予防を重視した幼児期からの食育の推進をはじめとする生活習慣の改善が特に大きな課題となっているほか、少子化や核家族化が進む中、安心して子どもを生み育てるための母子保健の充実や、社会の複雑化に伴うこころの健康づくりに向けた精神保健福祉への対応などが求められています。

このため「健康べつかい21」や「特定健康診査等実施計画」、「別海町母子保健計画」などの指針に基づき、保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスを提供するとともに、学校や職場など関係機関と連携し、町民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯の各期にわたる保健事業の充実を図る必要があります。

□ 施策の目的

すべての町民が健康で元気に暮らせるよう、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、生涯各期にわたる保健事業の充実を図ります。

□ 主要施策

(1) 総合的な健康づくりの推進

中間評価や新たな健康課題を踏まえて策定された「健康べっかい 21 (第2次)」に基づき、肥満の予防、運動習慣の推進、生活習慣病予防などの各分野における数値目標の達成に向けた健康づくり施策を関係団体・関係部門と連携して推進します。

(2) 健康づくり意識の高揚と主体的活動の促進

広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催などを図り、町民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。また、健康づくりに関する自主組織の育成・支援に努め、町民の主体的な健康づくりを促進します。

(3) 各種健診の充実

関係機関などと連携し、生活習慣病予防に向けた特定健康診査*の実施をはじめ、高校生生活習慣病健診、がん検診など各種健診の充実を図り、受診の勧奨に努めます。また、特定保健指導*の実施や健康教育、健康相談など健診後のフォロー体制の充実を図ります。

(4) 母子保健の充実

妊娠期からの健康診査・個別指導をはじめ、母子健康手帳の交付、母親教室、母乳外来など健康教育、相談・指導体制など各事業の一層の充実を図るとともに、幼児期からの食育の推進や別海町元気っ子を育てる関係機関会議の開催など保護者、関連部門が一体となって安心して子どもを生み育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。

(5) 精神保健対策の推進

広報紙や地域での健康教育・講演会の実施により「こころの病気」の知識の普及に努め、早期に相談機関を利用し適切なサービスが受けられるよう支援します。また、相談を受けやすい体制を整備し、関係機関との連携により適切な相談対応に努めます。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

□ 主要事業

生活習慣病予防対策	・高校生健診・若者健診・特定健診を実施 ・各種がん検診の実施 ・健康相談・健康教育・保健指導の実施 ・健康運動教室の開催（メタボリック対策等）
妊婦一般健康診査	母体や胎児の健康確保及び出産から育児まで、健康で子どもを産み育てるための一助として、一定回数の公費負担を行います。
妊婦乳幼児支援	・母親教室・育児教室の開催 ・母乳外来の開設 ・乳幼児相談、健診事業の実施

□ 主な成果指標

成果指標		単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
介護予防事業の参加者数（年間延べ人数）		人	0	330	360
介護予防事業に関わるボランティアの数		人	0	75	75
成人の肥満率		%	33	33.3	30
子どもの肥満率（小中高生）		%	16	12.8	12
3歳の肥満率		%	7.1	4.9	4.0
5歳の肥満率		%	10.5	9.5	8.5
特定健康診査受診率（別海町国民健康保険加入者対象）		%	H20 年度から 実施	38.9	60
特定保健指導実施率（別海町国民健康保険加入者対象）		%	H20 年度から 実施	33	60
妊娠中の体重増加が目安異常の者の割合		%	33	48.5	38
尿糖陽性妊婦率*		%	12	14.9	12
妊婦一般健康診査 公費負担回数		回	2	14	14
妊娠の早期届出（11 週未満）率		%	88.9	93.9	100
妊娠 28 週以降届出率		%	2	0.7	0
1 ヶ月時栄養法別授乳割合	母乳	%	71	60.3	70
	人工	%	3	4.8	3.0
	混合	%	26	34.9	27
4 ヶ月時栄養法別授乳割合	母乳	%	71	73.8	76
	人工	%	14	13.5	10
	混合	%	15	12.7	14
自殺者の数 ^注		人	35 (H14～19 の計)	28 (H20～24 の計)	0

注：厚生労働省「人口動態調査」参照。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・ 自らの健康管理を行います。 ・ 健康診査を積極的に受診します。 ・ 体を動かすなどの健康づくりに努めます。 ・ 健全な食生活に努めます。 ・ 健康づくり講演会、教室へ積極的に参加し健康管理意識を高めます。 ・ 精神保健に関する広報に目を通し、知識を深めることに努めます。 ・ 精神保健講演会、教室へ積極的に参加します。 ・ ストレスやこころの病で苦しんでいる人の悩みに共感し、必要な機関の利用につなげます。	【地域】 ・ 地域保健活動の充実に努めます。 ・ 地域における健康づくりに努めます。 【事業所】 ・ 事業所での健康診査、労働環境の向上に努めます。 ・ 健康診断を受けやすい環境作りに努めます。（機会の提供、場・時間の設定の工夫など） ・ 健診受診後のフォロー（健康教育・保健指導・二次検査設定など）に努めます。 ・ うつ病やメンタルヘルスに関する講演会・研修会の開催と参加を積極的に実施します。 ・ 相談対応者などの養成・資質向上のための研修を実施します。 ・ 悩みを抱える方への個別相談・対応をします。 ・ うつ病スクリーニング（危険度振分け）の実施、うつ病ハイリスク者の把握の取り組みを実施します。 ・ 相談や面接の実施、関係機関とのネットワークによる支援を実施します。 ・ 職場復帰のための支援を実施します。 ・ 乳幼児の発育を白山に計測できる場の確保に努めます。

第2節 医療体制の充実

□ 現状と課題

近年の少子高齢化に伴う人口構造及び疾病構造の変化、就業・家族構造の変化、価値観の多様化といった社会環境の変化に対応するため「医療制度改革大綱」に沿って、安心・信頼の医療の確保と予防医療の重視、医療費適正化の総合的な推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現、診療などの見直しを主眼とした抜本的改革が進められています。

本町は、町立別海病院と診療所2箇所を運営しており、別海病院は本町における唯一の病院として、一次医療の安定的な提供と救急告示病院として夜間休日の救急患者の受入れを行っています。また、平成20年度には「公立病院改革プラン」を策定し、病院の老朽化に伴い平成24年度には新病院を開設するなど、病院の健全経営による地域医療の安定的、継続的な提供に取り組んでいます。

平成21年度からは道東圏におけるドクターヘリの運用も開始され、緊急時により高度の医療を受けることが出来る医療機関等への救急搬送が可能となり、町民の生命を守る重要な役割を果たしています。

今後、高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想されます。また、定住促進のためにも医療機関の充実が求められています。

このため、町民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、医師などの確保をはじめ、患者サービスの向上など別海病院を核とした地域医療体制の充実を図るとともに、安定した医療サービスを提供するため、効率的で自立した病院経営を推進する必要があります。また、他の医療機関とも広域的に連携・協力して救急医療体制の充実を図る必要があります。

□ 施策の目的

医療ニーズの高度化、多様化に対応できるよう、別海病院を核とした地域医療体制の充実を図ります。

□ 主要施策

(1) 地域医療体制の充実

平成24年度に開設した新別海病院のもと、医師や看護師、また医療技術職の確保をはじめ、患者サービスや診療内容の充実、医療機器の整備を図り安心、信頼、質の高い医療の提供や保健・福祉・介護との地域連携に努めます。また、民間などの活用も視野に入れ、歯科診療や在宅医療などの充実を図ります。

第6次別海町総合計画 ともしつくる べっかい創造プラン

(2) 自立した病院経営の推進

町民に安定した医療サービスを提供するため、業務の効率化を図るなど自立した病院経営に努めます。

(3) 救急医療の充実

関係機関と連携・協力して、救急医療体制の充実を図ります。また、救急救命率向上のため、釧路・根室管内の自治体と連携してドクターヘリの安定した運行体制づくりに努めます。

□ 主要事業

町立別海病院の建設	平成 24 年度の開設を目標に新病院の建設を行います。 ※平成 24 年 10 月開設
町立別海病院医療機械器具の整備	安定した医療サービスを提供するため、医療機器などを計画的に購入します。
ドクターヘリの安定した運行体制づくり	釧路・根室管内の自治体と連携してドクターヘリの安定した運行体制づくりに努めます。
地域医療機関連携強化事業	釧路・根室医療圏の 10 病院の連携による「釧路・根室地域医療情報ネットワーク化事業検討会議」を設置し、機器等を整備する事により患者情報の共有化を図ります。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
外来患者数	人	68,149	61,945	70,000
入院患者数	人	22,748	19,790	24,455
常勤医師数	人	6	7	7
健康診断受診者数	人	240	493	545

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・かかりつけ医を持ち、安易な理由による重複受診はやめるなど上手な受診を心がけます。 ・症状に応じて医療機関を利用します。	・安全で質の高い医療を提供します。 ・医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。 ・健康に生活するための予防医療に努めます。

第3節 地域福祉の充実

□ 現状と課題

地域社会における支え合いの機能の希薄化や、家庭内での介護能力、扶養能力の低下などが指摘される中で、国では、措置する福祉から自立する福祉への方向転換を進めてきました。

本町では、社会福祉協議会をはじめとする福祉関係団体によって地域の高齢者や障がい者、ひとり親家庭などに対する幅広いサービスや事業が行われ、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、それらとともに、民生委員・児童委員、NPO法人*、ボランティア団体などが連携し、地域に密着した様々な住民参画型の活動を展開しています。また、行政においても、支援の必要な方のニーズに合ったサービスに結びつける個別支援の体制整備を進めています。

しかし、今後、少子高齢化はさらに進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者などが増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれるため、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、町民総参画の地域福祉体制をつくりあげていく必要があります。

□ 施策の目的

町民が住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、関係機関と連携し、適切な支援を行うなど地域福祉の充実を図ります。

□ 主要施策

（１）相談体制の充実と地域支援体制の確立

相談体制及びケアマネジメント*による個別支援の充実を図ります。また、民生委員・児童委員と連携した地域支援体制の整備を進めます。

（２）福祉意識の高揚

町民の福祉意識の高揚に向け、広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催を図ります。また、地域会館を活用した高齢者や障がい者などと地域住民との交流事業の実施、子どもから高齢者までの世代間交流の促進に努め心のバリアフリー*化を推進します。

（３）社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地域に密着した各種福祉活動の活発化を促進します。特に、福祉ボランティアやNPO*の育成及びネットワーク化、身近な地域を単位とした助け合い活動を支援します。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

第6次別海町総合計画 ともにつくる べっかい創造プラン

(4) 人にやさしい環境整備の推進

高齢者や障がい者などが利用しやすい施設整備や道路整備を進め、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを推進します。また、地域福祉の拠点となる施設整備の検討を進めます。

(5) 要援護者支援の促進

要援護者マップの作成など障がい者・高齢者関係施設などの場所や在宅の障がい者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに災害時要援護者*への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ります。

□ 主要事業

地域福祉の拠点整備	地域福祉の拠点となる施設整備の検討を行います。
社会資源の創造と活用	各種福祉活動団体などとの懇談会の実施により、地域や住民との連携を図ります。
要援護者支援	災害時の避難支援体制整備のため、要援護者マップを作成します。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間実績)	平成30年度 (目標)
ボランティア登録者数	人	398	461	480
福祉ボランティア登録団体数	団体	18	16	18
福祉関係認証NPO法人数	団体	1	1	2
相談窓口利用件数（障がい者など）	件	235	552	600

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・地域コミュニティ（町内会活動）に積極的に参加します。 ・地域における身近な福祉活動やボランティア活動に参加します。 ・地域のネットワークを広げ、要援護者を見守り支援します。	・安心して快適に暮らせるよう環境づくりに協力します。 ・地域福祉の拠点づくりに努めます。 ・地域福祉を進める人材の育成に努めます。 ・社会福祉協議会の活動を支援します。 ・地域で活動するボランティアの育成・支援に努めます。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

第4節 子育て支援の充実

□ 現状と課題

わが国では、予想を上回る勢いで少子化が進んでおり、今後、少子化がさらに加速することが懸念されています。

本町においても、核家族化や共働き家庭の増加など、働き方や生活スタイルも変化しており、子育て支援を必要とする家庭も増加傾向にあります。また、町では次世代育成支援行動計画を策定し、保育園や児童館の体制整備とサービスの充実を図るとともに、子育て支援センターの開設など育児相談や情報提供に努めています。さらに、児童の放課後の過ごし方、母子保健事業の充実、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援など各種の子育て支援施策を推進してきました。

しかし、児童数が減少している地域におけるへき地保育園の統廃合の検討をはじめ、保育料の見直し、老朽化した児童福祉関連施設の整備のほか、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化など従来の取り組みに加えさらなる少子化対策、子育て支援を進めることが必要となっています。

今後も子育てに対する町民のニーズに対応し、子どもを生み、育てやすい環境をより整備すべく、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

□ 施策の目的

次代を担う子どもが健やかに育つよう、多面的な子育て支援施策を総合的、計画的に推進します。

□ 主要施策

(1) 新たな地域の子育て支援事業計画の策定

すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とする新たな支援事業計画を策定し、町民のニーズにあった支援体制の充実を図ります。

(2) 保育サービスの充実

特別保育など多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実を図るとともに、保育を希望する乳幼児の増加や老朽化に伴う保育園施設の増改築などについての検討を行います。

第6次別海町総合計画 とにつくる べっかい創造プラン

(3) 地域における子育て支援の充実

児童館の機能充実に取り組むとともに、児童館未設置地区への設置について検討します。また、様々なニーズに対応するため、放課後児童クラブの加入可能年齢や開設時間の見直しを行うとともに、民間団体などがそれぞれの発想に基づく活動を行いやすい施設となるよう、そのあり方を検討します。

(4) 要保護児童等への対応の推進

関係機関・団体との連携のもと、要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待への対応、ひとり親家庭への支援の推進、障がい児施策の充実など援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。

(5) 相談・援助体制の充実

育児不安や子育ての悩みを解消するため、子育て支援センターの機能充実や、不妊治療に対する支援など、町民が安心して子どもを生み、育てられる環境の充実を図ります。

□ 主要事業

子ども・子育て支援事業計画の策定	地域の実情や時代に対応した地域子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画に基づき施策を実施します。
保育サービスの充実	児童とその家族を取巻く環境の変化に対応し、一時保育などの事業を実施します。
地域子育て支援	・子育て支援センターを拠点とし、「出張子育て親子の交流の場(サテライト)」の実施など地域における子育て支援の充実を図ります。 ・児童館や放課後児童クラブの充実を図ります。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間実績)	平成30年度 (目標)
保育園整備数	園	0	4	5
特別保育事業実施数	園	0	0	2
児童館整備数	館	2	2	3
児童クラブ利用者数	人/年	24,326	23,240 (内クラブ員 14,328)	28,000 (内クラブ員 18,000)
子育て支援センター利用者数	人/年	0	4,161	4,000
子育て相談件数	件/年	0	24	100
児童虐待通告件数	件/年	6	8	0

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・児童の健全育成のため、家庭の養育力の向上に努めます（児童虐待の防止）。 ・愛情と責任を持って子育てします。 ・子育てを親だけのものとはせず、祖父母などを含めた大きな単位で取り組みます。	【地域】 ・児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯など町内会による子育て支援に努めます。 ・子どもと子育てを地域社会全体で見守り支援します。 【団体】 ・少年団活動などを通じ、子育てを支援します。 【事業所】 ・従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくります。 ・出産や育児などで退職した女性が再就職しやすい環境をつくります。

第5節 障がい者支援施策の充実

□ 現状と課題

障がい者を取巻く環境は、高齢化の急速な進行、障がいの重度化・重複化、家族形態の変化などに伴い大きく変化してきています。平成 17 年に障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として障害者自立支援法が成立し、これまでの措置による障がい者福祉から自立を支援する障がい者福祉へ転換が図られてきましたが、平成 25 年より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改正施行され、今後は地域社会における共生の実現に向けた障がい福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活の支援を総合的に行なうこととしています。

本町では、現在、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、経済的支援をはじめ、福祉サービスや障がいの予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた施策など地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりをめざして多様な施策を推進しています。

しかし、障がい者数は増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者支援全般の一層の充実が求められています。

このため、障害者総合支援法を踏まえつつ、障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、ノーマライゼーション*の理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー*のまちづくりなど障がい者施策の総合的推進に努める必要があります。

□ 施策の目的

障がい者基本計画及び障がい福祉計画に基づき、すべての障がい者が地域で自立して安心して暮らせる環境づくりを進めます。

□ 主要施策

（1）障がい者支援の総合的推進

障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）や重度訪問介護をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立のための訓練や就労の支援のための事業などに対する訓練など給付の実施、相談の支援や日常生活用具の給付・貸与、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進など新たな事業体系に基づく障がい福祉サービスの提供を図ります。

●用語解説「*」は、P. 127～130 用語解説を参照。

（２）広報・啓発活動等の推進

ノーマライゼーションの理念に基づいたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう住まい、働く場、活動の場への支援に努めます。

（３）保育・教育の充実

障がい児保育や特別支援教育の充実を図るとともに、早期に発達支援が受けられるよう発達支援センター機能の整備により、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。

（４）就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

関係機関との連携のもと、相談の充実や事業所への障がい者の雇用を支援する各種制度の周知・啓発や就労継続支援事業所への支援など福祉的就労機会の充実を図るとともに居住の場の拡大を図り、障がい者の社会参加を促進します。

□ 主要事業

地域生活支援	地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるよう、障がい者や家族のニーズにあった柔軟で効果的なサービスを提供します。
子ども発達支援	子ども発達支援センターを拠点に、乳幼児健診や幼稚園、保育所などと連携し、発達障がいを持つ児童の早期発見、早期療育に努めます。
社会参加の促進	障がい者の社会参加を進めるため、就労の場の拡大や居住の場の確保を進めます。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
子ども発達支援事業(専門支援事業)の参加者数	人	34	45	45
子ども発達支援事業(発達支援センター事業)の参加者数	人	15	61	61
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	人	3	1	5
入院中の精神障がい者の地域生活への移行者数	人	0	0	3
福祉施設から一般就労への移行者数	人	1	0	3

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
障がい者相談の受理件数	件	844	1,047	1,000
障がい者相談支援事業（町）	件	235	552	600

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
【障がい者及びその世帯（自助）】 ・可能な限り、積極的に社会参加をします。 【町民（共助）】 ・障がい者を理解、尊重して社会参加に関しての手助け、支援をします。	【地域】 ・障がい者が参加できる地域活動の機会や安心して生活できる環境をつくれます。 【事業所】 ・障がい者の雇用拡大と施設などのバリアフリー化を図ります。

第6節 高齢者支援施策の充実

□ 現状と課題

わが国では、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成27年頃には、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況をはるかに超えた高齢社会を迎えることが予想されています。

本町においては、全国平均や全道平均の水準には達していないものの、確実に進行しており、これに伴い寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、核家族化の進行に伴う家族介護力の低下などが進んでおり、介護を要する高齢者とその家族などの保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者施策の充実は引き続き町全体の大きな課題となっています。

また、高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、在宅サービスの充実はもとより、要介護などの状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。

このため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開しているとともに、高齢者の生きがいくつりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組んでいます。

今後も、高齢者福祉・介護施策全般の一層の内容充実を図り、すべての高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

□ 施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して暮らすことができる地域づくりをめざし、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を柱とした各種施策を総合的、計画的に推進します。

□ 主要施策

(1) 高齢者支援推進体制の整備

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知はじめ、認定調査の充実、苦情への適正な対応、サービスの質の向上、総合的な推進体制の強化を図ります。

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

(2) 地域支援事業の推進

一般高齢者及び特定高齢者（要支援・要介護になるおそれのある高齢者）に対する介護予防策として、地域支援事業（介護予防事業、包括的支援事業、任意事業）を実施し、総合的な介護予防システムの定着を図ります。また、地域包括支援センター*を核に、介護予防計画や総合的な相談、権利擁護などを行う包括的支援事業を効果的に推進します。

(3) 予防給付・介護給付の実施

要支援認定者を対象に、重度化を防止するための各種の介護予防サービスや地域密着型介護予防サービスなどに対する予防給付を実施します。また、要介護認定者を対象に、訪問介護や通所介護などの居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービスなどに対する介護給付を実施します。

(4) 保健福祉サービスの推進

高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連部局の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談をはじめ、各種保健サービスの充実を図ります。

(5) 高齢者関連施設の整備・充実

民営化を進めている老朽化した特別養護老人ホームや利用者の増加により手狭になっている別海デイサービスセンターの建て替えなど、事業者とも連携しながら高齢者保健・福祉・介護関連施設の計画的な整備を進め、介護を必要とする高齢者が安心して質の高いサービスを利用できるようサービス提供基盤の強化を図ります。

(6) 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や、高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加を促進します。

(7) 高齢者が住みよいまちづくりの推進

関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急通報システムや地域での見守り活動など住み慣れた地域での生活を支援するなど高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。また、公共交通機関の充実など高齢者の移動手段の確保に努めます。

□ 主要事業

介護予防対策の充実	・老人クラブの健康相談 ・健康教室の実施 ・特定高齢者の把握、とじこもり予防支援 ・口腔機能・運動機能向上プログラム、栄養改善プログラムの実施
町立特別養護老人ホーム・別海デイサービスセンター民営化及び建替え・運営の支援	町立特別養護老人ホーム・別海デイサービスセンターの民営化を図り、併せて民間による建替え及び運営についての支援を行います。
包括的支援事業の推進	地域包括支援センターを核に、介護予防計画や総合的な相談、権利擁護などを行います。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間実績)	平成30年度 (目標)
ホームヘルプサービスの年間利用回数	回	254	550	570
在宅福祉サービス利用者数	人	334	294	310
ふれあい・いきいきサロンの参加者数	人	3,609	3,737	3,800
配食サービス利用者数	人	21	20	25
認知症高齢者グループホームの定員	人	18	36	36
要介護認定率	%	17.4	17.0	17.0
デイサービスセンター箇所数	箇所	4	4	4
老人クラブに加入している高齢者の割合 (65歳以上人口に対する割合)	%	29.9	23.1	23

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・自分の健康は自分で守るという観点に立って健康生きがいをづくりに取り組みます。 ・介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。 ・認知症に対する正しい知識を持ち、適切かつ自然に認知症の人やその家族とお付き合いをします。	・高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。 ・公民館など活動の場を提供します。 ・地域の福祉の担い手として活動します。 ・ひとり暮らしの高齢者について見守り団体（社会福祉協議会・NPO法人など）・地域との連携、行政との協働で、支援していきます。 ・地域の福祉の担い手として活動します。 ・認知症の方を養護している方々への支援活動を行います。 【事業所】 ・認知症サポーター養成講座を事業所内で開催し、啓発します。

第7節 社会保障の充実

□ 現状と課題

国民健康保険制度は、相互扶助の精神のもと、町民の疾病や負傷などに対して必要な保険給付を行う医療保険として、町民の健康維持、福祉の向上に大きな役割を果たしています。

国民健康保険制度については、医療制度改革の大きな柱として新しい医療保険制度となる後期高齢者医療制度*が平成20年度に創設され、また、増加する医療費を抑制するため、40歳以上を対象に「特定健康診査*」と必要度に応じた「特定保健指導*」の実施が各保険者（町）に義務づけられることになりました。

こうした国の制度改革に対応し、国民健康保険の健全化に向けて、特定健康診査など実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防による医療費の適正化に努めるとともに、収納率向上対策などに取り組む必要があります。

雇用状況が改善しつつあるとはいえ、経済不況の影響は大きく、わが国の生活保護の被保護者、保護率は依然として増加を続けています。

本町においても高齢化や失業などの影響による生活保護に関する相談は増加傾向となっており、保護世帯も年々増加しています。

このような中、今後とも、社会・経済情勢の影響を最も受けやすい立場にある被保護者に対し、生活保護制度を適正に運用するため、社会福祉事務所や民生委員・児童委員と連携して、各種の相談・指導・援助を充実する必要があります。

□ 施策の目的

すべての町民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない生活を送ることができるよう、社会保障の充実を図ります。

□ 主要施策

（１）国民健康保険事業の健全化

特定健診・特定保健指導など保健事業を推進し、被保険者の自主的な健康づくりを促進していくとともに、レセプト*点検などを強化し、医療費の適正化に努めます。また、広報・啓発活動の推進や適正な税率の設定、滞納対策の強化を図り、保険税収納率の向上に努めます。

（２）後期高齢者医療制度の円滑な運用

後期高齢者医療制度の普及・啓発活動など制度の周知を図るとともに、広域的連携のもと、安定的かつ健全な制度運営に努めます。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

（３）低所得者福祉の推進

低所得者が自立し、健康で文化的な暮らしを営むことができるよう、関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、相談・指導の充実を図るとともに、生活保護制度などの適正な運用に努めます。

（４）国民年金制度の啓発

広報・啓発活動の推進や年金相談の充実を図り、制度についての正しい理解を深め、年金受給権の確保に努めます。

□ 主要事業

医療費適正化対策事業	健康づくりの促進とともに医療費レセプト点検の充実強化や医療費の抑制などに取り組み、国保運営の安定化を図ります。
国民年金啓発事業	啓発活動や相談の充実を図り、制度に対する正しい理解の浸透に努めます。

健康やかに暮らせる福祉のまち

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
国民健康保険税収納率 ^注	%	87	87	90
被保護世帯数	世帯	88	120	100

注：国民健康保険税収納率については、当該年度課税分及び滞納繰越分を合わせた実績。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・ 勤労意欲を持ち、健康な心と体を維持し、生活します。 ・ 健康管理意識を高め、自主的な健康づくりに努めます。 ・ 公的年金に加入します。国民年金一号被保険者で保険料を支払うことが困難な場合は免除申請の手続きを行い受給権の確保に努めます。 ・ 健康の阻害要因を早期に取り除き、就労して自立に努めます。	【社会福祉協議会】 ・ 生活困窮者に対し一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。 【民生委員】 ・ 地域の代表として、町民からの生活相談を受けて行政につなぎます。また、行政と連携して生活保護世帯の自立を支援します。

第4章 人を育てる学びのまち

～ 人を育み 文化を創る 心豊かなまちづくり ～

第1節 社会教育の推進

□ 現状と課題

少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上や自由な時間の増大などを背景として、心豊かな生活をおくるために、幼児期から高齢期までの生涯を通じて学習を行うことができる社会の実現が求められています。

本町では、町民の幅広い学習ニーズに応えるため、公民館や図書館をはじめとする社会教育関連施設で、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催しています。また、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成、「学校応援ボランティアリスト」への登録など指導する人材の確保などに努めています。

しかし、少子高齢化、国際化、情報化の一層の進展、環境や安全・安心への意識の高まりなど社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生涯の各期における学習課題がますます多様化、高度化してきています。これに対応し、すべての町民が自発的意志に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる、まちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。

このため、公民館・図書館など社会教育関連施設のハード・ソフト両面の充実を図るとともに、町民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成などを行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

□ 施策の目的

町民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、子どもから高齢者まであらゆる世代のだれもがいつでも学べる社会教育の環境づくりを推進します。

□ 主要施策

(1) 社会教育関連施設の充実

老朽化した中央公民館（仮称：生涯学習センター）の建替えをはじめ、社会教育活動の拠点となる公民館などの施設の充実とともに、利用者ニーズに応じた運用を検討するなど施設の有効活用を図ります。

（２）図書館の充実

乳幼児から高齢者まで幅広い年齢の様々な社会教育活動を支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った蔵書整備と利用しやすい図書館づくりを行います。また、移動図書館車の運行や学習支援、ブックスタート事業や乳幼児からの読み聞かせなど図書館事業を充実し、幅広い読書活動を推進します。

（３）特色ある社会教育プログラムの整備と提供

常に各世代の学習ニーズの的確な把握に努め、広大な地域性に配慮した各分館での講座の開催や、高齢化に対応した平成寿大学の充実など公民館講座・活動を中心とした、多彩で特色ある生涯学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。また、「広報べつかい」や町ホームページをはじめ多様な情報提供の充実を図ります。

（４）家庭教育の充実

核家族化・少子化の進行など子育て環境が大きく変化し、家庭教育の重要性が高まっていることから、「乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）」の現運営体制を強化するとともに、地域・学校と連携を図りながら親の学習機会の充実と「家庭教育」の重要性の啓発に努めます。

（５）指導者の育成と団体等の活動支援

「学校応援ボランティアリスト」の作成をはじめ、団塊の世代への積極的な働きかけなど様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、分館活動への支援、各種の社会教育団体、学習団体・グループの育成・支援に努め、自主的な社会教育活動を促進します。

（６）学習成果の活用

学習の成果をまちづくり・人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、町民の学習活動を支援し、学習の成果を活用する場の確保を図ります。

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

□ 主要事業

中央公民館（仮称：生涯学習センター）の建替え検討	町民のニーズに応える（仮称）生涯学習センターの建替え検討を行います。
乳幼児母親家庭教育学級（すくすく学級）の開催	乳幼児の子を持つお母さんや妊婦さんが集まり、未来に向かってたくましく生き抜く子どもを育てるため、幼児教育の知識の習得と親同士の交流を深める場として、すくすく学級を開催します。
学校応援ボランティア	様々な知識や技能を持つ地域の「人材」を登録・リスト化し、ボランティアとして学校に派遣します。
図書館資料整備事業	町民のさまざまな学習・読書活動にこたえられるような蔵書や環境の整備を行います。
平成寿大学	60歳以上を対象に学習機会を提供し、自ら教養を高め、社会的活動に参加する喜びや生きがい意識を持った生活を送ってもらえるよう、実践教養など学習機会を提供します。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
生涯学習出前講座開講数	件	35	24	35
学校応援ボランティア利用件数	件	16	21	20
学校応援ボランティア登録者数	人	57	54	60
公民館利用者数	人	61,276	65,251	66,000
公民館講座開設数	講座	20	28	28
平成寿大学受講者数	人	392	323	330
乳幼児母親家庭教育学級参加者数（親）	人	104	105	105
町民一人あたりの図書購入費	円	398	412	445
図書館蔵書冊数	冊	126,739	149,584	169,000
町民一人あたりの貸出冊数	冊	3.93	4.69	5.0
図書館利用者数	人	25,636	21,484	25,000
中央公民館（仮称：生涯学習センター）の建替え検討	—	—	基本構想検討	建設

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・学びを通じて町の現状と問題を知り、その学んだ成果をまちづくりに生かします。 ・ボランティアとして自己の持つ技能・知識を生かして、子どもたちに学校では学べないことを教え伝えます。	【地域団体】 ・学びあう仲間づくりを図ります。 ・地域の課題解決に取り組みます。 ・地域の子どもは地域で育てる意識を高めます。 ・団塊世代の活躍の場をつくります。

第2節 学校教育の充実

□ 現状と課題

子どもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を身につけ、「知・徳・体」の調和の取れた未来を担う人材として心身ともに健やかに成長していくことができる教育環境づくりが強く求められています。

本町の学校数は、平成20年5月当時、町立小学校11校(児童数1,004人)、中学校9校(生徒数467人)となっておりましたが、その後、平成21年3月には豊原、美原小学校が閉校し、平成25年5月現在においては、町立小学校9校、中学校9校となっており、今後数年については児童・生徒数の横ばい状況での推移が見込まれています。

本町ではこれまで、学校施設の計画的整備はもとより、情報化の対応に向けた全小中学校へのパソコン設置、ALT*の配置など国際化への対応、環境教育の取り組みなど社会変化に対応した教育内容の充実、子どもの安全対策、教育環境の整備を積極的に進めてきました。また、不登校児童の学校復帰にむけた適応指導や相談業務を行う教育支援センター「ふれあいる一む」を開設しています。

しかし、少子化や核家族化が進む中、基本的な生活習慣を養う幼児教育の一層の充実が求められているほか、これからの変化の激しい社会の中で生きぬいていくための生きる力の育成を重視した教育内容の一層の充実、老朽化した学校施設の計画的な整備や耐震化などが課題となっています。

このため、学校施設の整備を検討・推進し、快適で安全・安心な環境づくりに努めるとともに、生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動の推進、心の問題への対応、特別支援教育*の充実、安全対策の強化、学校給食体制の充実など総合的な取り組みを一体的に進めていく必要があります。

□ 施策の目的

次代の本町を担う人材の育成に向け、生きる力を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりを進めながら、新たな「適正配置計画」に基づく学校施設・設備の計画的な整備など幼・小・中・高が一体となった総合的な教育環境の向上に努めます。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

□ 主要施策

(1) 幼児教育の充実

すべての子どもに質の高い幼児期の教育を提供するとともに、保育との一体化の推進を図ることとし、地域の現状を踏まえながら、子ども・子育て支援の充実に向け家庭・地域の連携強化に努めます。また、幼稚園施設の計画的な整備を進め、さらに、園児の母親が中心となり活動している絵本の読み聞かせなどボランティア活動を支援します。

(2) 学校教育の充実

基礎的・基本的な学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、個に応じた指導方法の工夫改善に努めながら、小学校での英語授業導入に伴うA L Tの増員など、国際化・情報化や環境教育など時代変化に対応した教育内容の充実を図ります。また、学校検診における専門医の確保など児童・生徒の健康管理体制や児童・生徒に対する相談体制の充実など学校と家族・地域社会との相互理解を深めながら、心身ともに健全な児童・生徒の育成に努めます。さらに、毎年各学校を巡回し、質の高い演劇や音楽にふれる機会である「青少年芸術劇場」を実施します。また、教育指導体制については、教職員が時代の要請に基づく効果的な教育が実践できるよう研修の充実を計画的に進めます。

(3) 学校施設の整備

老朽化している学校施設の改築の検討をはじめ、耐震化やセキュリティ設備の導入など安全・安心な教育環境を確保し、教育内容の多様化にも対応できるよう、計画的な学校施設・設備の整備を図ります。また、教職員住宅については、老朽化などの実態を把握し計画的に整備を進めます。

(4) 特別支援教育の推進

関係機関との連携のもと、各学校の施設整備や教員配置のほか、特別教育支援員・介護員などの配置を検討するなど特別支援教育の充実を図るとともに、幼・保・小の連携により適切な就学相談・指導に努めます。

(5) 心の問題への対応

いじめや不登校などの心の問題に対し、教育支援センター「ふれあいるーむ」における相談・指導の充実、カウンセラーの配置に努めるとともに、家庭や地域と一体となった指導体制づくりを進めます。

（６）学校給食の充実

老朽化した学校給食センター改築などの検討をはじめ、調理器具など設備の更新を図るとともに、地産地消*や食育の視点に立った取り組みを進めます。

（７）スクールバスの効果的な運行

本町では、広大な地域特性から、スクールバスの運行は学校教育に欠かせないものとなっております。今後も、児童・生徒の負担の少ないスクールバスの効率的な運行に努めるとともに、計画的なバスの更新を図ります。

（８）子どもの安全性の確保

子どもの安全確保のため、啓発活動の推進をはじめ、別海町地域安全情報「まもめーる」の配信、防犯ブザーの配布、さらには保護者や学校、地域の連携による見守り活動の推進を図ります。

（９）ＰＴＡとの連携

各学校で父母と教職員が協力して取り組んでいる多種・多様な実践活動や組織の充実に支援します。また、登下校時の指導をはじめ、「地域の子どもは地域でまもる」という地域住民と一体となった活動を展開するなど青少年の健全育成を図るため、ＰＴＡとの連携を積極的に図ります。

（１０）高等教育支援等の充実

地域活性化や別海町経済の振興を支える未来の人材育成を進めるため、地元高校生に対する担い手育成施策の取り組みや、奨学資金制度などの高等教育機関への就学支援を図ります。

□ 主要事業

各学校建物耐震化推進事業	計画的に耐震診断を実施し、調査結果に基づき耐震補強工事を行います。
ふれあいうーむ推進事業	いじめや不登校などの心の問題に対し、教育支援センター「ふれあいうーむ」における相談・指導を実施します。
学力向上推進事業	学習指導要領改定に伴い、生きる力を重視した特色ある教育活動を推進するため、学校力及び教師力の向上に向けた事業を実施します。また学校教育と家庭教育との連携を図り、学力の向上を推進します。
幼保小中高一貫教育推進事業	幼保小中高の連携を強化し、次世代の本町を担う人材の育成を図ります。また、中１ギャップ問題*など未然に防止するための研究事業を実施します。

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
外国語指導助手中学校目標授業時間達成率	時間	560	875	1,000
	%	100	97	100
不登校生徒数(小・中学校)	人	10	6	0
教育用コンピューターの導入台数 ^注	人/台	1人/1台	1人/1台	1人/1台
耐震構造になっている小中学校の割合(校舎)	%	67	89.2	100
耐震構造になっている小中学校の割合(屋体)	%	55	80	100
学校給食センター改築	—	—	—	計画策定
給食残食割合	%	15	14.2	10
給食の地元調達率(地産地消)	%	牛乳のみ 100	17.2	20

注：コンピューターを利用した授業の実施についてはこれまでも1人1台を基本とした整備を実施していますが、今後においても社会状況に応じた整備（タブレット型端末導入など）を図ります。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
【児童・生徒】 ・心豊かに自ら学び、たくましく生きます。 【家庭・保護者】 ・学校施設の維持管理に協力します。 ・家庭における基本的な生活習慣、 ^{しつけ} 躾を身につけさせます。 ・子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせます。	【地域・PTA】 ・地域における児童・生徒の健全育成を支援します。 ・学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行います。 ・地域一体となって児童・生徒の安全対策を進めます。

第3節 青少年の健全育成

□ 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化に伴い、青少年を取巻く環境は大きく変化し、全国的に青少年をめぐる様々な問題が表面化しています。特に情報化の進展によるパソコンや携帯電話などのネット上でのいじめや犯罪などのトラブルは社会問題となっています。また、テレビを含めたそれらの電子メディアに依存してしまい、多くの時間を奪われてしまうといった問題も発生しています。

本町では、友好都市である枚方市の中学生と町内の中学生との交流事業（ふれあいの翼）、芸術作品の鑑賞機会の提供、子ども会リーダーのつどい、青少年リーダー養成事業への派遣支援、別海高校在学生の酪農後継者を海外に派遣する国際交流事業などによる青少年に対する体験・交流機会や社会参画機会の提供、子ども会など団体活動の支援などを行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。

しかし、本町の子どもたちの肥満や生活習慣の乱れは問題であり、生活習慣の改善は、子どもたちの「生きる力」の根幹にかかわる重要な課題であるという認識を家庭・学校・地域が共有し、引き続き取り組む必要があります。

今後とも、青少年の健全育成は本町の重要課題であるという認識に立ち、町ぐるみで体制の充実を図り、各種の健全育成活動を推進していく必要があります。

□ 施策の目的

青少年が本町の次代の担い手として健全に育成されるよう、町民が一体となって健全育成活動を積極的に推進します。

□ 主要施策

（１）青少年健全育成体制の整備

青少年健全育成関係団体を中核に、家庭・学校・地域が一体となった健全育成体制の整備を図ります。

（２）健全な社会環境づくり

関係機関・団体を中心とした非行防止活動などの各種の活動を促進し、健全な地域社会環境づくりを進めます。

第6次別海町総合計画 とにつくる べっかい創造プラン

(3) 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育に関する教室・講座の開催、読書活動の推進や広報・啓発活動の推進、幼・保・学校と家庭の連携など地域の教育力向上に努めます。また、「早寝・早起き・朝ごはん、テレビを止めて外遊び」をスローガンに青少年の生活習慣改善に全町的に取り組みます。

(4) 青少年の体験・交流活動等の促進

各種教室・講座の開催や交流事業を通じ、青少年の様々な体験・交流活動や社会活動などの機会の充実を図り、活動の活発化を促進します。

(5) 青少年団体の育成

地域と連携して、子ども会やスポーツ少年団などの青少年団体の育成に努めるとともに、研修・交流などを通じて青少年リーダーの養成や指導者の育成・確保に努めます。

□ 主要事業

アドベンチャースクール・子ども体験塾・チャレンジスクール	学校や家庭で体験できない野外活動や社会活動を通じて、探究心や忍耐力を養うとともに、集団生活の中で社会性・創造性・自立性など「生きる力」を育むことを目標として活動します。
子どもの生活習慣改善事業	「早寝・早起き・朝ごはん・テレビを止めて外遊び」の標語を町民に周知し、奨励を図り、家庭・地域・学校が一体となり、児童・生徒の健全育成活動と生活習慣の改善を推進します。 また、テレビや携帯電話、インターネットなどのメディアとの付き合い方についてコントロールできるよう啓発運動を進めます。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
乳幼児母親家庭教育学級参加者数	人	104	105	105
子供向け講座などの事業数	講座	11	14	14
祭事事業参集人員数	人	1,265	1,249	1,300
子ども会結成ブロック数	ブロック	7	6	6
子ども会育成者数	人	401	251	251
お話会への参加者数 (図書館開催)	人	865	570	750

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・地域での青少年健全育成・環境づくりに努めます。 ・社会の基本である家庭の教育力向上に努めます。	【地域】 ・健全な環境づくりを進めます。 ・子供会などで主体的に青少年健全事業に取り組みます。 ・安全、安心な地域づくりに取り組みます。 ・地域の子どもは地域で育てる意識を高めます。 ・地域の教育力を高めます。 【事業者】 ・青少年の健全育成に協力します。

第4節 地域文化の振興

□ 現状と課題

人々の価値観がますます多様化する中で、人生に^{たの}しみと潤いをもたらすものとして、文化に対する関心が一層高まっています。こうした機運を背景として、優れた芸術・文化に身近に接することができ、地域に根づいた芸術・文化活動が活発に行われるようにするため、個性豊かな芸術・文化の振興、文化の国際交流の促進、文化を支える人材の育成など地域における芸術・文化の振興、蓄積や発信が求められています。

本町では、文化連盟が中心となって、公民館を活動拠点として多種多様な芸術・文化活動が行われています。また、郷土資料館、加賀家文書館、図書館などの施設でも、資料の提供や講演会の開催により町民の芸術・文化団体の自主的な活動を支援し、多様な文化行事を展開しています。

芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出すとともに、地域活性化と密接な結びつきがあることから、今後とも、各種芸術・文化団体の自主的な活動を一層促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の充実などに努め、文化の香り高いまちづくりを進めていく必要があります。

文化財は、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本町の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、有形・無形の貴重な文化財の調査などを進めています。

また、老朽化した郷土資料館の整備の検討とともに、今後とも適切な調査や保存・活用などに努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

□ 施策の目的

地域に根ざした文化の継承と個性あふれる文化の創造に向け、町民主体の芸術・文化活動を一層促進していくとともに、貴重な文化財の保存・活用を図ります。

□ 主要施策

(1) 芸術・文化施設の整備充実

老朽化の進む郷土資料館の整備の検討、芸術・文化活動に対応できる施設・設備の充実の検討や既存施設の維持管理体制の充実を図ります。

(2) 芸術・文化団体、指導者の育成

文化連盟をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援に努めるとともに、指導者やボランティアの育成・確保を図り、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。

（３）文化イベント等の充実

地域の特色を生かした文化祭、講演会や展覧会の開催など魅力ある文化行事の企画・開催を町民との協働のもとに進め、既存施設を活用した多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実を図ります。また、近隣市町村で開催される芸術文化公演などへの鑑賞支援を行います。

（４）文化財の保存と活用

指定文化財の適正な保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても計画的に調査を推進します。また、民俗芸能などの無形文化財についても、郷土芸能保存会など保存団体の育成・支援、後継者の確保を図り、積極的にその保存・伝承に努めます。文化財の活用については、地域文化の理解を深めるため、啓発活動や講座、展示など文化財に対する町民への意識の向上を図ります。また、文化財を通じた情報発信と交流活動での活用を図ります。

□ 主要事業

地域文化祭	地域間及び異世代交流を通して、風土に根ざした芸術・文化活動を振興し、個人・各サークル団体などが一体となったまちづくりを推進するため、地域文化祭を開催します。
各種芸術鑑賞事業	優良芸術文化鑑賞事業を通して、町民への関心と理解を深め芸術文化にふれあう機会を提供し、芸術の裾野を広げます。
文化財保護事業	町内にある各文化財について、保護保存の徹底と歴史文化の情報を積極的に発信します。
郷土の歴史・自然講座	町の歴史や自然に関する講座を開設し、ふるさと別海への愛郷心の高揚を図ります。
奥行地区文化財保存整備事業	国の史跡*に指定された旧奥行臼駅逕所は重要な歴史遺産であるが大規模な修繕が必要となっていることから、保存管理計画を策定し奥行地区文化財の総合的整備を実施します。

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
文化財施設の入場者数 ^注	人	456	1,477	—
適切に保存されている埋蔵文化財件数	件	85	89	89
図書館開催イベント参加者数	人	20	88	100
文化祭の参加者数	人	8,000	10,593	11,000
文化連盟加盟団体数	団体	127	121	140
芸術文化講座開催数	講座	11	13	15
資料基本台帳登録数	点	1,917	2,701	5,000
歴史や自然に関する調査研究の件数	件	3	3	6
郷土資料館入館者数・利用者数	人	845	828	1,000
郷土資料館関係講座受講者数	人	501	611	700
資料の貸し出し件数（郷土資料館）	件	4	5	10
刊行物の作成数（郷土資料館）（累計）	冊	0	3	9

注：奥行臼駅通の入場者数としているが、平成 27 年度から補修整備により休館。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・自ら、芸術・文化に興味を持ち、活動に参加します。 ・文化財を大切にし、保存・伝承活動に参加します。 ・自ら、歴史・伝統・文化財の保護・保存に努めます。	・地域における芸術・文化活動の振興に努めます。 ・地域間の文化交流に努めます。 ・地域の文化財は、地域で維持管理に努めます。

第5節 スポーツの振興

□ 現状と課題

スポーツは、健康づくりや体力の向上に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を育むものとして、大きな役割を担っています。

本町では、体育協会による遊ぼっとスポーツ in べつかいの開催や、数多くの団体が総合スポーツセンター*や各地区の施設を利用するなど、活発な活動を展開しています。町では、これら団体の育成や自主的な活動の支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実、パイロットマラソンやスポーツセンター祭りなどスポーツイベントを開催しています。また、指導者の確保、スポーツ合宿の受け入れなどスポーツ振興に関する多様な取り組みを推進しています。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、町民のスポーツニーズは増大・多様化の傾向にあり、生涯にわたってだれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりが一層求められています。

このため、スポーツ施設の整備及び施設のアウトソーシング*など町民との協働により管理運営体制の充実を図るとともに、各種スポーツ団体・クラブの育成や指導者の育成・確保、スポーツ大会・教室の開催などスポーツ活動の場と機会を充実させていく必要があります。

□ 施策の目的

すべての町民が、それぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行い、健康の維持・増進と町内外におけるスポーツ交流が進められるよう、生涯スポーツ活動の場と機会の充実を図ります。

□ 主要施策

(1) スポーツ施設の整備充実・有効活用

既存の各種スポーツ施設について、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備・充実を計画的に進めていくとともに、町民との協働による管理運営体制づくりを図り、有効活用に努めます。

(2) 多様なスポーツ活動の普及促進

スポーツの必要性や重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供により、町民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。また、スポーツと健康づくりの連携・一体化の視点に立ち、特に生活習慣病対策など健康づくりプログラムの企画・実施を図ります。さらに、だれもが気軽に楽しめるニュースポーツの普及に努めます。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

第6次別海町総合計画 とにつくる べっかい創造プラン

(3) スポーツ団体、指導者の育成

体育協会をはじめ各種スポーツ団体・クラブの育成・支援に努め、指導者協議会の充実を図るとともに、指導者登録制度*の有効活用など地域と一体となった指導者やボランティアの育成・確保を進め、町民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促します。また、だれもが参加できるスポーツ活動の場として、総合型地域スポーツクラブ*の育成を図ります。

(4) スポーツイベントの充実

町民のライフステージ*やニーズに合わせた各種スポーツ大会やスポーツ教室などの内容及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。

(5) スポーツによるまちづくり・交流活動の促進

スポーツ合宿の受け入れを積極的に支援し、町内に点在する施設の有効活用と町民との交流事業を推進するとともに、パイロットマラソンなどの大会を通して町のPRと活性化を図り、スポーツによるまちづくりへの展開を促進します。

□ 主要事業

パイロットマラソン大会開催事業	地域や町民による協働のマラソン大会とし、スポーツ交流によるまちづくりと人づくりをめざします。
スポーツセンター祭り開催事業	春季は中高生、夏季は町内のスポーツ少年団員を中心とする小学生の子どもたちが一堂に会して、体育協会や指導者協議会、スポーツ推進委員、各少年団などが協力し、体力テストやニュースポーツにチャレンジして、個人の能力開発と競技力の向上、異なる学校や各少年団との交流を図ります。
総合型地域スポーツクラブ設立支援	地域スポーツクラブの設立を促し、地域の健康づくりやスポーツの普及と交流を促進します。
健康づくり教室の充実	町民の健康づくりへ向け、福祉課や保健センター、体育協会加盟団体とも協力しながら健康づくり教室の充実を図ります。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
スポーツ施設の利用者数	人/年	183,000	189,514	190,000
パイロットマラソン参加者数	人	1,200	1,812	1,900
健康づくり事業への参加者数	人	1,650	3,395	3,500
1週間に1回以上スポーツをしている町民の割合 ^注	%	50	25.8	50
総合型地域スポーツクラブ組織数	団体	1	1	2

注：まちづくりアンケートより。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・H頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し、健康づくりに役立てます。 ・指導者育成活動に積極的に参加します。	【地域】 ・地域のコミュニケーションを図り、スポーツやレクリエーションを実践します。 【団体】 ・白らが活用する施設について、管理運営に努めます。 ・スポーツ文化の普及と発展に努めます。 【事業者】 ・スポーツイベントへ協力します。 ・有資格者などの派遣に協力します。

第6節 交流時代への対応

□ 現状と課題

情報化の進展や交通網の発達などを背景に、人・物・情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでいます。

また、国内における地域間交流活動も、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、その取り組みが求められています。

このような中、本町では、別海高校酪農経営科・農業特別専攻科生徒の海外酪農事情視察研修事業への支援など国際化に対応した人材の育成を進めています。また、中学生による大阪府枚方市との訪問・受入事業を行っていますが、今後、幅広い分野での交流が求められています。さらに、枚方市・名護市・四万十市・別海町の友好都市間で組織する友好都市サミット協議会では開催地持ち回りでサミットを開催していますが、町民が参加できるイベントなどを開催し、友好都市の意義を広くPRする必要があります。

今後、国際化がさらに進む中で、国際感覚あふれる人材の育成や国際化に対応したまちづくりが一層重要なものになってくることが予想されるため、人材育成の一層の推進をはじめ、町民主導の多様な交流活動の促進など積極的な対応が求められます。また、国内における地域間交流や大学・研究機関などとの交流も地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、さらなる促進が求められています。

□ 施策の目的

国際化時代、交流時代に対応した人づくりや地域づくりに向け、国際交流活動、地域間交流活動、大学・研究機関などとの交流活動を推進し、開かれたまちづくりに努めます。

□ 主要施策

(1) 国際交流体験の充実

海外派遣事業を実施支援し、派遣を通じて本町の未来を担う国際的視野と先見性を持った人材を育成します。

(2) 交流団体の活性化

多くの町民が交流を経験できるよう友好都市提携交流協会の会員を増やし、住民主体の交流活動を展開します。

（３）多様な交流・連携の展開

恵まれた自然や観光・交流資源、特色あるイベントなどの本町の特性を生かしながら、団体・企業・本町出身者などとの文化・スポーツを通じた交流など多様な交流活動を促進します。また、地域資源を生かし各分野における大学・研究機関などとの連携・交流を展開します。

（４）行政交流の充実

友好都市サミット協議会で開催するサミットを活用し、首長レベルでの意見交換や他都市の特徴的な施策などの情報交換を行い当町の行政運営に生かすとともに、連携事業や職員間の交流を行い各都市との連携を強めます。

□ 主要事業

海外派遣研修事業	海外への派遣を通じて、本町の未来を担う国際的視野と先見性を持った人材を育成します。
友好都市サミット協議会関係事業	友好都市サミット協議会で開催するサミットを活用し、連携・交流事業を行います。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
友好姉妹都市青少年交流実績人数	人	15	15	15
海外派遣事業の青少年参加者数	人	12	2	5
友好都市提携交流協会団体会員数	団体	26	21	30
友好都市への訪問人数	人	16	9	10
友好都市間の連携事業数	事業	3	3	5

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
- 交流先である友好都市の市民との積極的な交流を図ります。 - 友好都市交流団体に参加します。 - 地域間交流活動に参加します。	- 派遣先の歴史や文化などについての十分な研修を実施します。 - 高等教育機関は、内部にある知的財産を活用し、福祉の向上に役立てます。 - 友好都市交流団体に加盟します。 - 地域間交流活動に参加・協力します。

第5章 快適で安全なまち

～ 安全・安心で ゆとりある 快適な定住環境づくり ～

第1節 市街地整備と景観形成

□ 現状と課題

良好な住宅地や公園・緑地、道路網などが整備された市街地は、安全で快適な居住環境やまちなぎわい、産業・文化の集積を生み出すものであり、まちの発展を支える重要な基盤です。また、景観法の制定により、自然・歴史・文化などを生かした個性豊かなまちづくりを協働で進めるための景観条例などを制定している自治体が増えています。

本町ではこれまで、良好な市街地環境づくりに努めてきましたが、社会・経済情勢の変化に伴い、商店街の衰退、空き店舗の増加、公共施設などの建て替えに伴う新たな未利用地の増加などの問題が表面化し、計画的な市街地整備が必要となっています。また、景観に配慮したまちづくりへの意識が高まっており、別海町にふさわしいまちなみ景観の形成も課題となっています。

今後は人々が集う魅力ある市街地整備について、基本指針となる土地利用計画を策定し、町民と協働しながら土地の有効利用や景観形成を図る必要があります。

□ 施策の目的

豊かな自然環境と市街地環境とが調和した町の一体的かつ均衡ある発展に向け、土地利用関連計画の策定及び総合調整を図り、計画的な土地利用及び市街地環境の整備を推進します。また、町民の積極的な参画・協働のもと別海町にふさわしい景観の形成を図ります。

□ 主要施策

(1) 土地利用に関する基本指針の策定

本町の土地利用に関する総合指針として、住民参画のもと、土地利用の方向性（ビジョン）を示した土地利用計画を策定します。また、景観に配慮したまちづくりを進めるため、景観に対する町民意識のさらなる高揚を図りながら土地利用計画とリンクした景観計画を策定します。

(2) 適正な土地利用の推進

広報・啓発活動の推進などを通じ、土地利用関連計画や関連法、条例などについての周知を図るとともに、これらの一体的な運用による適正な土地利用に努め、無秩序な開発行為の未然防止や土地利用区分に応じた適正な土地利用を図ります。

（３）市街地整備の推進

住民参画のもと作成する土地利用計画や市街地活性化計画に基づき、地域の特性に応じた地区計画をはじめ、道路や環境整備などの基盤整備を進めるとともに、国道・道道の整備と一体的な市街地整備を推進します。

（４）美しい景観づくりの推進

本町の自然環境や特色などを生かした個性的で美しい景観づくりに向け、指針となる景観計画や条例などを策定し、町民との協働のもとに別海町にふさわしい景観づくりを図ります。

□ 主な成果指標

土地利用計画の策定	本町の土地利用に関する総合指針として、住民参画のもと、土地利用の方向性（ビジョン）を示した土地利用計画の策定に向けて取り組みを進めます。
景観計画の策定	景観に配慮したまちづくりを進めるため、町民意識の高揚を図りながら土地利用計画などとリンクした景観計画の策定に向けて取り組みを進めます。
別海町市街地活性化計画の策定	市街地の空き店舗や未利用地の総合的な利用計画を策定し市街地の活性化に取り組みます。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
市街地道路の舗装整備率	%	83	88	97
土地利用計画の策定	—	未実施	計画検討	策定
暮らしやすさに満足している町民の割合 ^{注1}	%	50	56.2	60
景観計画の策定	—	未実施	計画検討	策定
景観づくりに取り組んでいる地域・団体の数 ^{注2}	団体	0	調査未実施	推進への取り組み

注1：まちづくりアンケートより。

注2：景観計画策定に併せ地域・団体の把握及び計画推進の取り組みを行なう。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
【町民】 ・自然と市街地環境との調和を大切にした土地利用に協力します。 ・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。 ・景観計画の作成に参画します。 ・まちの美観や景観に配慮した住宅を建築します。 ・土地利用計画策定に参画します。 ・市街地活性化計画策定に参画します。 【地権者】 ・法律を遵守して秩序と調和が保たれた土地利用と管理に努めます。	・町の方針に沿った土地利用に協力します。 【開発事業者】 ・法律の遵守だけでなく、地域住民との対話やモラルの維持を図ります。 ・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。 ・まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。 ・土地利用計画策定に参画します。 ・市街地活性化計画策定に参画します。

第2節 住宅・宅地の整備

□ 現状と課題

住宅は、町民が健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備が求められます。また、住宅施策は人口の定住を促進する上でも重要な役割を持つものです。

本町では、これまでも町営住宅などの整備を進めており、平成 19 年度によりよい住まい・住環境の形成に向け「別海町住宅マスタープラン」、「別海町公営住宅等ストック総合活用計画」を策定し、その後平成 24 年度には「公営住宅等長寿命化計画」を策定するなど、福祉的視点や若者の定住促進といった視点を取り入れながら、町営住宅などの計画的な建替・改善などに取り組んでいます。

また、宅地については、民間による分譲や町における宅地造成・分譲を進めるなど持ち家住宅の促進に努めています。

しかし、老朽化により建替などが必要な町営住宅もみられることから、これらへの対応が課題となっています。また、高齢化が急速に進行する中で、高齢者などが安心して暮らせる住宅の確保なども求められています。さらに、若年層の定住促進や町外からの移住希望者に向け、民間分譲地とのバランスを考慮しながら、未利用の町有地の分譲などに取り組む必要があります。

□ 施策の目的

定住の促進と安全・安心・快適な住まいづくりに向け、住みよい住宅地の提供を進めるとともに、町営住宅などの建替などを推進します。

□ 主要施策

(1) 町営住宅の計画的な整備充実

各種指針に基づき、高齢者や障がい者が安全で安心して暮らせる住まいづくり、若年層の定住を促進する住まいづくり、総合的な居住環境の向上といった観点に立ち、老朽化した町営住宅などの建替や計画的な修繕補修による適正な維持管理などに努めます。また、PFI*などの民間活力を導入した住宅整備についての検討を進めます。

(2) 住みよい住宅地の提供

定住・移住の促進による人口減少の歯止めと、安全・安心・快適な住環境の確保に向け、民間開発に配慮しながら、町有地の分譲など新たな住宅地の提供に努めます。また、民間住宅などの耐震診断及び耐震改修を支援します。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

□ 主要事業

公営住宅等整備事業	ユニバーサルデザイン*に対応した町営住宅の計画的な整備を進めます。
個人住宅耐震改修の推進	町民の安全・安心を確保し、地震発生時の住宅の倒壊などによる被害を軽減するため、耐震改修費用の一部を補助し、既存住宅の耐震改修の推進を図ります。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
町有宅地分譲売却率 (町有地)	%	81	86	91
町営住宅などの建設予定戸数	戸	0	31	50
町営住宅などの火災警報器設置戸数	戸	139	374	374
町営住宅の長寿命化棟数	棟	0	14	28
個人住宅の耐震化率	%	46	51	55

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・居住まわりの環境整備を行います。 ・力を出し合い日常の住環境管理を行います。	【地域】 ・地域の環境整備を行います。 ・力を出し合い日常の住環境管理を行います。 【事業者】 ・安全性と快適性に優れた住宅を供給します。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

第3節 道路・交通網の整備

□ 現状と課題

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、医療搬送や災害時の救援物資輸送といった生命を守る役割や人々の交流を促進するための重要な基盤です。

本町の道路網は、国道3路線（243号・244号・272号）のほか、道道、町道で形成されており、地域高規格道路については、根室中標津道路（根室市厚床～中標津空港）及び釧路中標津道路（釧路市～標津町）の整備が進められています。

本町ではこれまで、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきており、町道の舗装率は65%（平成25年4月現在）と、全道市町村の平均舗装率57%*を超えているなど利便性の高い道路網が形成されています。しかし、交通量の増加や車両の大型化、高齢化社会が進展する中で、交差点改良や歩道整備などにより一層安全な道路の整備が求められています。

今後も、関係機関と連携しながら、地域高規格道路をはじめ国道・道道の整備を促進するとともに、町道については、将来の道路の維持・管理費を踏まえ、町道の状況（舗装道路・砂利道・橋梁など）を把握した上で整備を進める必要があります。特に橋梁については老朽化する橋梁の増加が見込まれることから、橋梁長寿命化計画に基づいた計画的な改修を進める必要があります。

また、本町の公共交通をみると、民間の路線バスや地域生活バスが運行されており、町内の各地区や周辺市町を結んでいます。また、別海市街地から約30分の距離に根室中標津空港があり、新千歳空港、羽田空港との直行便が発着しています。

これらは、広域的な移動手段として、また、町民生活における身近な交通手段として重要な役割を果たしていることから、その維持・確保、利便性向上などに努める必要があります。

□ 施策の目的

広域的アクセスの向上と町内地域間の連携強化、安全性・利便性の向上に向け、町内道路網の計画的な整備を進めるとともに、町民の身近な公共交通機関の充実を図ります。

□ 主要施策

（1）国道・道道の整備

広域的な交通アクセスの向上に向け、地域高規格道路の整備促進をはじめ、局部改修等の早期実施、交差点・歩道の整備を関係機関に積極的に要請していきます。

*全道市町村の平均舗装率については、総務省統計局「統計で見る都道府県のすがた2013」による。

第6次別海町総合計画 ともしつくる べつかい創造プラン

(2) 町道の整備

国道・道道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化などに配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、総合的な道路整備計画に基づき、町道の整備を計画的・効率的に進めます。また、地域・住民と連携しながら道路の維持管理に努めます。

(3) 安全で快適な道づくりの推進

道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保など安全性や災害時への対応、バリアフリー*化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進めます。

(4) 公共交通機関の充実

町民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、路線バスの維持・確保、利用者の利便性向上に努めるとともに、人や環境にやさしいバスの導入など地域公共交通機関の充実を図ります。

□ 主要事業

道路整備事業	町道の整備を計画的・効率的に進めるための道路整備計画に基づき取り組みを進めます。
町道等維持補修事業	道路・橋梁・排水などの維持補修を行い、安全で快適な道づくりを進めます。
地域生活バス購入事業	人や環境にやさしいバスの導入など地域公共交通機関の充実を図ります。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間実績)	平成30年度 (目標)
防雪柵の設置総延長	km	16.0	17.8	20.5
橋梁架替え箇所数	箇所	4	4	5
市街地道路の舗装整備率	%	83	88	97
郊外地道路の舗装整備率	%	59	63	64
町営バスの乗降客数	人	56,108	37,463	37,000
乗降にやさしいバスの割合	%	25	50	75
環境にやさしいバスの割合	%	25	50	75

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
- 積極的に公共交通機関を利用します。 - 清掃活動や緑化などの道路環境美化活動に参加します。	【事業者】 - 運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。 - 町民ニーズや安全性を第一としたバスの運行に努めます。 - 交通環境のバリアフリー化に努めます。 - 別海町地域公共交通会議で町民代表との話し合いをします。 - 環境、乗降にやさしいバスの計画的運行を考えます。

第4節 水道の整備

□ 現状と課題

水道は、健康で快適な町民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤ですが、全国的に施設の老朽化が進んでいます。

本町の水道事業は、上水道事業によって行っており、人口における普及率は、99%と高水準となっています。

摩周岳の麓から湧き出る清澄な水を水源に、これまで水需要に対応した配水管、配水池など各種水道施設の整備など給水体制の充実に努めてきましたが、施設の老朽化のほか、水質基準の変更に伴う施設整備、災害に強いライフラインとしての施設の充実などが課題となっています。

今後はこれらの課題に対し、長期整備計画及び長期経営計画の基礎となる水道ビジョンを策定し、各種水道施設の計画的な整備を推進するとともに、管理・運営体制の充実を図り、安全で衛生的な水の安定供給に努める必要があります。

□ 施策の目的

町民生活に欠かすことのできない、安全で良質な水の安定供給に向けて、計画的かつ効率的な施設整備を行うとともに水道事業の健全運営に努めます。

□ 主要施策

(1) 計画的な施設整備と事業の健全経営

町民が安心して飲める水道水を安定的に供給できるよう、別海町水道ビジョンを策定し、水道施設の計画的な整備や長寿命化に努めるとともに、事務事業の合理化、効率化や経費の節減などに努め水道事業の健全運営を図ります。

(2) 水道水の水質管理

水資源の確保のため水源地周辺の環境保全に努めるとともに、高度浄水処理施設整備などを検討します。また、関係機関との連携のもと、水質検査の実施・公表や浄水処理の充実などを進め、水質管理体制の一層の強化を図ります。

(3) 災害対策の強化

災害に強い施設整備を図るとともに、災害発生時などの緊急時に必要な水を供給する応急給水体制や応急復旧体制の確立のほか、地域住民自らが行う災害用飲料水の備蓄などを促進します。

□ 主要事業

別海町水道ビジョンの策定と計画の推進	将来の水道事業の方向性を示す水道ビジョンを策定し、計画的な補修・改修や施設の長寿命化を図ります。また、事務事業の合理化、効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。
--------------------	--

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
石綿管の更新率	%	17	17	47

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・節水に努めます。 ・災害時に備えて概ね1人当たり3リットル以上の飲料水の備蓄をします。	・節水に努めます。 ・災害時に備えて概ね1人当たり3リットル以上の飲料水の備蓄をします。

第5節 下水処理施設の整備

□ 現状と課題

河川など公共用水域の水質汚濁を防止し、衛生的で快適な居住環境を確保するため、全国的に下水道の整備が大きな課題となっています。

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業により生活排水処理を進めています。

公共下水道については、特定環境保全公共下水道で別海・西春別駅前・走古丹の3処理区、農業集落排水事業で西春別・上春別・中春別の3地区、漁業集落排水事業で尾岱沼・本別海の2地区を整備しています。また、これら集合処理に適さない地域などについては、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

今後も、公共下水道事業を計画的に推進するとともに、すでに供用を開始している地域における接続促進及び施設の適正管理、整備区域外などにおける合併処理浄化槽の設置促進を図り、全町水洗化の早期実現に努める必要があります。

また、下水道などの整備は、多大な経費を要しますが、豊かな自然環境の保全と快適な環境づくりに欠かせないものであり、さらなるコスト削減をはじめ、整備区域や整備手法、優先順位、整備速度、さらには適正な使用料などについて、十分検討を行い計画的に進めていくことが必要です。

□ 施策の目的

公共用水域の水質保全と、快適な居住環境の確保に向け、地域特性に応じた下水道事業を推進し、全町的な水洗化を進めます。

□ 主要施策

(1) 公共下水道事業の推進

町民の理解と協力を求めながら、公共下水道事業を引き続き計画的に推進します。また、すでに供用を開始している区域については、接続を促進するとともに、施設の適正管理に努めます。

(2) 農業・漁業集落排水事業の推進

農業・漁業集落排水事業が供用開始となっている地区においては、接続を促進するとともに、施設の適正管理に努めます。

（３）合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業の集合処理に適さない地域などにおいて、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、適正管理の指導に努めます。

（４）下水道事業の健全運営

下水道接続率の向上をはじめ、施設の管理体制の充実や経費の節減、使用料の適正化を図り、下水道事業の健全運営に努めます。

□ 主要事業

特定環境保全公共下水道事業	耐用年数を過ぎた処理場機器などの更新を行います。
農業・漁業集落排水事業	処理施設の機能などが耐用年数を迎えることから、更新や機能強化を行います。
合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水を適切に処理する合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
汚水処理人口普及率*	%	76.5	82.1	83.3
合併処理浄化槽設置数	基	566	744	821

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・下水道が整備された場合は、速やかに接続して使用します。 ・異物（油や生ごみなど）を流さないように注意します。 ・合併処理浄化槽を使用している場合は、浄化槽の適切な維持管理を行います。 ・単独浄化槽（トイレのみ）を使用している場合は速やかに合併処理浄化槽への転換を図ります。	・下水道が整備された場合は、速やかに接続して使用します。 ・異物（油や生ごみなど）を流さないように注意します。 【浄化槽利用維持管理組合】 ・適正な浄化槽の利用維持に向け努力します。

第6節 地域情報化の推進

□ 現状と課題

情報通信技術の飛躍的な進歩などに伴い、パソコンや携帯電話に加え、スマートフォンやタブレット型端末など情報通信端末をはじめとする各種情報機器の進化・普及により、情報ネットワーク社会は拡大を続けています。

自治体においても、インターネットを利用して各種の行政サービスを提供する「電子自治体」の構築はもとより、いつでも・どこでも・だれでもがネットワークを利用できる「ユビキタスネット社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

本町では、地域情報化推進の基幹施設としてマルチメディア館を整備し、地域情報化を推進する各種事業を展開するとともに、広大な地域特性に対応して平成18年に高速無線LAN*によるブロードバンド環境を整備しています。また、町民主導によるブロードバンド*誘致活動が実を結び、町内7箇所において民間サービスが開始されています。さらに、地域ポータルサイト*の開設をはじめ、各種システムの導入や更新など行政内部の情報化にも積極的に取り組んでいます。

今後、情報化は、地域活性化やまちづくりの戦略としてより一層重要な役割を果たすことが予想されることから、町民への多様なサービスの提供や協働のまちづくりに向けた情報交流を図るとともに、地域間の情報交換やコミュニティ育成の手段としての活用、情報セキュリティ対策の強化、情報化に関する普及啓発や人材育成・交流促進など高度情報化に向けた取り組みを一層推進していく必要があります。

□ 施策の目的

町民生活の向上と地域活性化に向け、情報基盤の整備を図るとともに情報提供に努め、町全体の情報化を推進します。

□ 主要施策

(1) 町全体の情報化の推進

マルチメディア館の利活用を進めるとともに、地域ポータルサイトの充実を図ります。また、町民の要望に応じて、高速無線LAN事業の安定的な運営など民間と連携しながらブロードバンド環境を整備します。さらに、町民が手軽に地域の情報を得ることができる、地域コミュニティFMやケーブルテレビなどに代表される地域密着型情報発信基盤の整備を検討します。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

（２）電子自治体の構築

既存の各種システムの維持・充実を図るほか、関係機関との連携のもと、インターネットを利用して行政手続きをオンラインで行うことができる電子申請システムの構築を図ります。また、ホームページについて、その内容充実及び有効活用を図ります。

（３）情報化に対応した人材の育成

町民及び職員の意識高揚と情報活用能力の向上に向け、情報通信技術に関する教育・研修を推進します。

（４）情報セキュリティ対策の強化

各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ対策の強化を図ります。

□ 主要事業

地域ポータルサイトの活用と充実	地域情報の集約と情報交流・発信の場としての地域ポータルサイトの充実を図り、利活用者の拡大と利便性の向上を図ります。
-----------------	---

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
地域ポータルサイト登録件数	件	23	81	100
マルチメディア館利用者数	人	8,923	21,059	25,000
高速無線LAN事業加入件数	件	114	207	250
高速無線LAN事業開通率	%	77.5	77.5	80

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・情報通信技術を利用することで生活の充実を図ります。 ・情報通信サービス利用に際しての正しい知識の習得とモラルの向上を図ります。	【地域、団体】 ・情報通信技術の利活用により地域の活性化を図ります。 【事業所】 ・多様なニーズに対応した情報コンテンツ（内容）を提供します。 ・利用しやすい情報通信サービスを提供します。 ・情報通信技術を活用しながら、地域住民との交流連携に取り組みます。 ・町と連携のもと、地域情報化の基盤整備を進めます。

第7節 消防・救急体制の充実

□ 現状と課題

東日本大震災を経験し、町民の生命、身体及び財産を守るため災害対応力の一層の充実・強化を図る必要があります。さらに、生活様式の多様化や市街地への人口集中、高齢化の進行などにより、火災発生要因は複雑・多様化の傾向にあるとともに、救急ニーズについても今後増加が見込まれています。また、国においては平成 18 年に消防組織法を改正し、消防力の強化のため消防の広域化に関する基本指針が示されており、平成 25 年 4 月の基本方針の改正を経ながら引き続き広域化の推進の取り組みが行なわれています。

本町の消防体制は、常備消防として、根室北部消防事務組合により、消防署を設置しているほか、非常備消防として、消防団が組織されており、互いに連携しながら防火・防災に努めています。

しかし、高齢化の進行などを背景に、救急ニーズが増加傾向にあるほか、地域の消防の要である消防団においても、団員確保の難しさや団員の高齢化などの問題がみられ、消防力の低下が懸念されています。

電波法の改正に伴う消防救急無線のデジタル化については整備が完了しましたが、今後も消防広域化などの動向を踏まえ、常備消防・救急体制のさらなる充実強化や地域での消防力の強化を図る必要があります。

□ 施策の目的

常備消防・救急体制の充実や消防団の活性化による地域消防力の一層の強化に努めます。

□ 主要施策

(1) 常備消防・救急体制の充実

消防体制の基盤強化のため、消防施設、消防車・救急車など車両・資機材の整備を図るとともに、消防職員の資質向上のため、訓練、研修を推進し、活動体制の充実強化を図ります。また、今後増加が予想される救急事案に対応するため、救急体制のさらなる充実強化を図ります。

(2) 消防団の活性化

消防団の重要性などに関する町民意識の啓発を図りながら、団員補充対策の強化や研修・訓練の充実による団員の資質の向上など消防団の活性化を推進します。

(3) 火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及

町民を対象とした防火講習会・消火訓練、AED*を使用した救命処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

□ 主要事業

消防救急無線デジタル化事業	電波法の改正に伴う消防救急無線のデジタル化に向けた事業を行います。 ※平成 25 年 3 月整備完了
各種講習会等開催事業	町民を対象とした防火講習会・消火訓練、AEDを使用した救命処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。
自動体外式除細動器(AED)整備事業	町内の学校や公共施設などにAEDを設置します。
消防団拠点施設整備事業 (尾岱沼地区：第3分団詰所・車庫)	老朽化が進んでいる第3分団詰所についてドクターヘリの離発着場としての機能も有する施設として整備します。

□ 主な成果指標

成果指標		単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
消防広域化の推進 ^注		—	道推進計画の策定	広域化見送り	広域化方針決定
消防救急無線デジタル化		—	道整備計画の策定	整備完了	
消防施設整備(改修含む)箇所数		箇所	事業化検討	7	11
消防車両などの整備(資機材含む)台数		台	事業化検討	5	20
救命処置講習会受講者数		人	690	4,020	8,000
防火講習会開催数	開催数	回	11	44	100
	受講者数	人	237	979	2,000

注：根室北部消防事務組合では平成 23 年度に広域化見送りを決議しているが、その後も北海道においても継続的に広域化の推進を図ることとしており、今後改めて検討が必要となっています。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・消防団の訓練やその他の活動に参加し、防災意識の向上に努めます。 ・「白らの身は白らで守る」という意識を持ち救命講習会やその他各種講習会へ参加します。 ・消防団組織への参加に努めます。	【地域】 ・地域の自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。 ・現場到着時間の短縮に向け出動区域を改めます。 【事業所】 ・定期的な避難訓練や講習会などを実施し、顧客や従業員の安全確保を図り、災害後の物品などの提供に努めます。 ・消防団活動への理解を深め、消防団員として活動しやすい環境の整備に努めます。

第8節 防災対策の推進

□ 現状と課題

東日本大震災をはじめ、全国各地で地震や風水害、土砂災害など多くの災害が発生し、防災や減災に対する意識が高まる中、国民一人ひとりや企業などの発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体による「公助」の連携が求められています。また、安全・安心な暮らしを確保するためには、地域防災力を高め、あらゆる災害に強いまちづくりが必要不可欠です。

本町は、平成 18 年の低気圧による大雨、暴風、高潮などにより被害を受け、また、東日本大震災以前にも東方沖地震や十勝沖地震を経験するなど、こうした風水害や地震による災害への備えとして、防災計画及び国民保護計画に基づく自主防災組織の育成、防災訓練などの実施、防災知識普及のための各種講習会などの実施、食糧・飲料水・生活必需品などの備蓄、避難施設・避難路などの整備などに取り組んできたほか、耐震改修促進計画に基づき、住宅建築物及び防災拠点となる公共施設などの耐震化を促進し災害に強いまちづくりを進めてきました。さらには、野付半島から走古丹地区までの海岸線は、建設海岸*及び農地海岸*に指定されていることから、海岸保全事業を積極的に進めてきました。

今後も、これまでの取り組みを一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる災害時要援護者*へ対する支援の強化や、地域での防災力の強化に向けた自主防災組織などの育成・支援の取り組みを引き続き推進していく必要があります。

また、世界各地でテロなどが多発する中、これからの自治体にとって、こうした有事への対応も、取り組むべき課題の一つとなっています。

このため、地域防災計画・国民保護計画に基づき、町及び防災関連機関、町民が一体となった体制の確立を図る必要があります。

□ 施策の目的

あらゆる災害や危機に対処できる安全・安心なまちづくりに向け、地域防災計画などの指針に基づき、効果的な対策の充実を図ります。

□ 主要施策

(1) 総合的な防災体制の確立

地域防災計画に基づき、避難路・避難場所の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実、食糧・飲料水・生活必需品の備蓄など総合的な防災体制の確立を進めるとともに、町民への情報提供に努めます。また、有事などの緊急事態に対応するため国民保護計画に基づき町民の安全確保に努めます。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

第6次別海町総合計画 とにつくる べっかい創造プラン

(2) 地域での防災力の強化

防災マップ、ハザードマップ*などによる啓発・情報提供の充実や、地域及び各地区での防災訓練の充実を図るとともに、地域における自主防災組織の育成・強化、木造住宅の耐震化の推進など町民の防災意識の高揚と地域ぐるみの防災・減災体制の確立に努めます。

(3) 海岸地域の津波避難対策の充実

海岸地域の津波避難施設建設や防災行政無線など津波避難対策の充実を図ります。

(4) 海岸保全の推進

野付半島から走古丹地区における暴風・高潮などによる海岸侵食を防止するため、関係機関へ要請を行い、海岸保全事業の推進に努めます。

(5) 災害時要援護者対策の充実

福祉関係部局や民生委員・児童委員など関係機関と連携して、「災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、災害時要援護者名簿やリストなどの作成、把握、共有など横断的な避難支援体制の整備促進を図ります。

□ 主要事業

災害用備蓄資機材整備事業	災害時の避難生活で必要とする防災用品（食糧・飲料水・毛布）を購入します。
避難施設建設事業	本別海地区に避難所を建設します。 野付半島に災害時の一時避難施設を建設します。
海岸保全対策事業	自然環境の保全及び地域産業の発展を図るため、海岸の浸食対策を関係機関へ要請します。
災害時要援護者避難支援プランの推進	災害時要援護者避難支援プランを活用し、横断的な避難支援体制を整備し運用を推進します。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

□ 主な成果指標

成果指標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
災害時要援護者避難支援プランの策定	—	策定中 (H21 年度 策定予定)	推進 (登録 228 人)	推進・評価 (登録 250 人)
災害時生活必需品などの備蓄率	%	35.1	100	100
自主防災組織結成率	%	54	61.9	100
防災拠点となる公共施設などの耐震化率	%	67.4	90.7	100

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・「白らの命は白らで守る」という「白助」の意識を持ちます。 ・平常時から家具の固定や非常持出品、備蓄品の準備などの防災対策をします。 ・避難所、津波避難場所などの確認や地域などで行う防災訓練などに積極的に参加します。 ・災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に協力します。 ・消防団組織への参加に努めます。 ・自主防災組織に参加します。 ・白らの命を守り、地域で助けあうことを基本に災害に対応します。 ・災害発生時に、H 頃から高齢者などに声かけ、見守りをおこないます。 ・災害時に備え 1 人当たり概ね 3 リットル以上の飲料水を備蓄します。	【地域】 ・自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。 ・「自分たちの地域は自分たちで守る」という「互助」の意識を持ちます。 【事業所】 ・顧客や従業員の安全確保、災害後の物品などの提供に努めます。 ・地域への貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。 ・災害時には、ライフラインの確保などに全面的に協力します。 ・災害時に備え 1 人当たり概ね 3 リットル以上の飲料水を備蓄します。 ・消防団活動への理解を深め、消防団員として活動しやすい環境の整備に努めます。

第9節 交通安全の推進

□ 現状と課題

運転免許保有人口や世帯当たりの車両保有台数増加などにより全国的に交通事故は増加傾向にあり、特に子どもや高齢者などの事故の増加が懸念されています。また、飲酒運転による死亡事故が大きな社会問題として取り上げられるようになり、その根絶が強く求められています。

本町では、交通事故の発生を防止するため、関係機関や交通安全指導員との連携のもと、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施、危険箇所への啓発看板の設置などを通じて、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備、道路の線形改良*や歩道の整備を進めてきました。また、冬季の交通安全対策として、除雪体制の強化などを図っています。

今後も、町民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、家庭での交通安全教育の実践をはじめ、子どもから高齢者まで年齢層に応じた交通安全教育や啓発活動を継続して実施するとともに、通学路、生活道路などの実情を再点検・再確認し、交通安全施設の整備や歩道などの整備を進める必要があります。

□ 施策の目的

交通事故のない安全・安心な社会づくりをめざし、町民の交通安全意識の高揚、交通安全施設などの整備を進めます。

□ 主要施策

(1) 交通安全意識の高揚

交通事故の発生を防止するため、関係機関や交通安全指導員と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など町民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 安全な道路環境の整備・維持

交通の安全を確保するため、カーブミラー、ガードレールなど交通安全施設をはじめ、線形改良の促進、主要道路への歩道や防雪柵の設置など安全な道路環境の整備を計画的に進めます。また、地域と連携した道路維持管理活動、除排雪活動の推進など安全な道路環境の維持を図ります。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

□ 主要事業

交通安全意識の高揚	子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、飲酒運転撲滅のPR、危険箇所への交通安全旗の設置、交通安全運動の展開など町民の交通安全意識の高揚を図ります。
交通安全施設などの整備	町道区画線の整備やカーブミラー、ガードレールなど交通安全施設の整備を行います。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
交通安全教室と街頭啓発の開催数	回	30	34	37
交通事故件数 ^{注1}	件	29	18	0
交通事故死亡者数 ^{注2}	人	1	0	0

注1、2：中標津警察署監修「中標津警察署管内における平成25年交通事故統計」による。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
- 交通安全に対する意識を持ち、交通ルールへの遵守と正しいマナーを実践します。 - 地域の連帯意識を高め、交通事故を抑制する機能を高めます。 【家庭】 - 親自らが正しい交通ルールとマナーを実践し、子ども達へと伝えます。	【地域】 - 町内会、コミュニティ、学校等を通じて、交通安全を啓発します。 - 安全な道路環境の維持に協力します。 【事業所】 - 交通安全に対する啓発、研修を実施します。

第10節 防犯対策の推進

□ 現状と課題

全国的に凶悪犯罪や若年層の犯罪が多発しており、だれもが犯罪の被害者になりうる街頭犯罪、子どもや女性が被害者になる凶悪犯罪や高齢者を狙った振り込め詐欺の増加など巧妙化する犯罪からの安全確保が特に重要視されてきています。

本町では、警察や別海町防犯協会などの関係機関・団体と連携した啓発活動の推進、薬物乱用の防止、大麻・けしの除去、防犯灯の設置などに努めてきました。また、平成 18 年度に別海町防犯協会自主防犯組織が設立され、平成 19 年度には「別海町安全で住みよいまちづくり条例」を制定するなど地域住民の安全確保、犯罪の未然防止などの活動に取り組んでいます。

しかしながら、本町における年間の犯罪件数は、社会環境の変化や核家族化などによる地域における犯罪防止機能の低下の影響からか、近年は増加傾向となっております。

このため、今後も、関係機関・団体との連携をさらに密にしながら、犯罪未然防止対策の強化に努めるとともに、防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化、また、犯罪被害者の方へ対する相談窓口などの情報提供をはじめ、適切なサポートを進めていく必要があります。

□ 施策の目的

犯罪のない安全・安心な社会づくりをめざし、町民の防犯意識の高揚、自主的な防犯・地域安全活動の促進などに努めます。

□ 主要施策

(1) 防犯意識の高揚

警察や関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供などを推進し、町民の防犯意識の高揚を図ります。また、犯罪被害者など支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。

(2) 防犯活動の充実

各町内会や事業所及び小・中学校PTA連合会などの自主的な地域安全活動を促進し、町ぐるみの防犯活動の体制の強化を図ります。

（３）防犯灯の整備

犯罪を誘発する恐れのある環境を改善するため、町内会との連携により必要な防犯灯の整備を進めます。また、維持管理費の削減に向け、町内会の協力を得ながら省エネ防犯灯設置への取り組みを進めます。

□ 主要事業

防犯活動の推進	広報・啓発活動や情報提供などを推進し、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域の自主防犯組織と連携し、町ぐるみの防犯活動の体制強化を図ります。
別海町振興奨励防犯灯整備事業	各町内会で行う防犯灯（省エネ防犯灯を含む）の設置や電気料などの維持費に対し補助を行います。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
犯罪件数 ^注	件	44	54	0
省エネ防犯灯の設置率	%	0	53	80

注：北海道警察「北海道の犯罪状況」（根室地方）による。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・自分自身や家族の安全は自ら守るという意識を持って日常生活を送ります（外出時の施錠、車から離れる際のドアロック、子どもに対する防犯教育など）。 ・自主的な防犯・地域安全活動を行います。 ・犯罪被害者問題に対する理解度や認識を高め、支援施策に協力します。	【地域】 ・地域の連帯意識を高め、犯罪を抑制する機能を高めます。自治会単位のネットワークづくりと地域の防犯パトロールを実施します。 ・防犯灯の設置・維持管理に協力します。 【事業所】 ・犯罪の発生を抑止する体制整備に努めます。 ・使用車両への啓発ステッカーなどを掲示します。 ・関係する各種団体・事業所・行政機関と連携し犯罪被害者支援の施策に協力します。

第11節 消費者保護の充実

□ 現状と課題

生活様式の多様化、情報化、高齢化などの進展に伴い、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットなどによる有料サイトの架空請求などいわゆる悪徳商法による被害は増加傾向にあり、その手口は悪質化・巧妙化しています。このためわが国では平成16年に消費者基本法が制定され、平成21年には消費者庁が創設されるなど、「消費者基本計画」に基づいた消費生活における安全の確保や必要な情報の提供などの消費者行政が推進されています。

本町においては、消費者が安心した生活を過ごすために、北海道立消費生活センター、消費生活相談推進員など関係機関との連携のもと、広報紙などを通じた消費者への的確な情報提供、商品に関する正しい知識の普及や消費生活苦情相談など消費者対策を推進しています。

しかし、本町においても消費に関わるトラブルが増加傾向にあり、その内容も複雑・多様化してきているため、今後とも関係機関と連携しながら、消費者保護のための学習機会の拡充及び啓発や情報提供、相談業務の充実を図る必要があります。

□ 施策の目的

消費者トラブルの未然防止などに向け、近年の環境変化を踏まえた消費者保護政策全般の強化を推進します。

□ 主要施策

(1) 消費者生活情報と学習機会拡充・啓発の推進

関係機関との連携のもと、未成年や高齢者を中心に、消費者保護のための学習機会の拡充及び啓発を図るとともに、トラブルを未然に防ぎ、広報紙やホームページを通じた消費生活情報の提供に努めます。

(2) 消費生活相談の充実

トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、関連機関とのネットワーク化の推進をはじめ、消費生活センター的な機能の設置及び専門的な職員配置など消費生活相談体制の充実を図ります。

□ 主要事業

消費生活啓発・情報提供関連事業	消費知識の正しい情報を発信し、町民がトラブルに巻き込まれないよう啓発を行います。
消費生活ネットワーク化推進事業	多岐にわたる消費者トラブルの早期発見、消費者被害の未然防止のため、関係機関と連携を深め消費者被害防止のための体制拡充を図ります。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
消費相談件数	件	15	23	10
消費生活相談員（町）	人	0	0	1
別海町消費生活モニター数	人	10	7	7

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
- 正しい消費知識を習得し、トラブルに巻き込まれないようにします。 - 行政に対して、実態を報告します。	【地域、消費者団体】 - 地域及び消費者団体間で、情報の共有化に努めます。 - 消費生活情報の提供を行います。 - 消費者のための学習、啓発事業を実施します。 【事業所】 - 責任ある商品やサービスを提供します。 - 適正な表示及び取引方法を実施します。

第6章 参画と協働でつくるまち

～ 「ともにつくる べっかい」のための仕組みづくり ～

第1節 住民参画のまちづくり

□ 現状と課題

近年の地方自治体を取りまく社会・経済情勢が大きく変化している中、町民から求められる行政ニーズも多種・多様化してきています。さらには地方分権が加速し、地方自治体が独自の責任により自立したまちを創造し、持続的に運営していくためには、町民とともに「協働」という手法はとても有効な手段であり、行政情報を積極的に公開・提供しながら、多様な住民参画・協働の仕組みをつくりあげていく「協働のまちづくり」の実践が求められています。

本町では、平成19年度から一般公募の町民と町職員によって構成される「べっかい協働のまちづくり町民会議」を設置し、協働のまちづくりについての議論を進め、平成23年4月には別海町自治基本条例を施行するなど住民参画の取り組みを推進しています。また、町民への情報公開やまちづくりに対する方向性の共有を目的に「今年のしごと」の配布をはじめ、広報紙や地域ポータルサイト*を通じた広報活動を推進するとともに、各種アンケート調査の実施、地域や各種団体との懇談会など多様な広聴活動を行っています。さらに、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく各種行政情報の公開に努めているほか、各種行政計画の策定などにおいても、審議会や委員会の設置などにより、積極的な住民参画に努めるとともに、多様な分野で各種住民団体やNPO*などとの協働のまちづくりを進めています。

こうした取り組みを受けて、開拓の精神を受け継ぎ、社会貢献への関心や意欲を持って地域課題の解決に自主的に取り組もうとする町民も増えてきています。

今後は、これらの取り組みをさらに発展させ、地方分権時代の新たなまちづくりの仕組みとして定着するよう、協働のまちづくりの確立に向けて、多様な取り組みを一層積極的に進めていくことが必要です。

□ 施策の目的

町民と行政、さらには多様な主体がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決の仕組みづくりに向け、住民参画のまちづくりをめざします。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

□ 主要施策

(1) 「別海町自治基本条例」に基づく住民参画の仕組みづくり

まちづくりへの町民参加や情報共有を基本原則とする「別海町自治基本条例」に基づき、各種行政計画の策定における委員などの一般公募、ワークショップ、パブリックコメント*の導入など町民がまちづくりに自主的・積極的に参加できる取り組みに努めます。また、協働のまちづくり推進に向けた職員の育成、意識改革を推進します。

(2) 広報・広聴活動の充実

広報紙やホームページの内容充実を図るとともに、公募による広報モニターの設置やNPOなどによる広報紙づくりを検討します。また、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報紙やホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種団体における広聴活動など町民と行政の情報交換を積極的に進めます。

(3) 情報公開の推進

町民への説明責任を果たし、町政運営の透明性の確保を図るため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、情報公開ガイドラインを整備し、円滑な情報公開を推進します。

(4) 住民団体、ボランティア等の育成・支援

各種住民団体の自主的な活動を育成・支援していくほか、これからの市民活動*の中核となる中間支援センターの設置を検討します。なお、センターの運営について、各種住民団体からの意見を取り入れた機能的な運営に努めます。また、行政においても専門の相談窓口となる部署の設置を検討するなど新たな住民団体やボランティア、NPOの創設を支援します。さらに、ボランティア活動やNPO活動が広く理解され、だれもが参加できるよう、広報・普及活動の充実を図るとともに活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

□ 主要事業

別海町自治基本条例に基づく協働のまちづくりの推進	別海町自治基本条例で定める「情報共有」と「町民参加」による積極的な住民参画の機会の拡充に努め協働のまちづくりを推進します。
今年のしごと作成事業	協働のまちづくり推進のサポート資料として、事業の内容や財政状況などを説明する「今年のしごと」を作成します。

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

□ 主な成果指標

成果指標		単位	平成19年度 (実績)	平成25年度 (中間実績)	平成30年度 (目標)
協働のまちづくり指針の策定		—	検討中	策定・推進	推進・評価
パブリックコメント実施件数		件	0	19	50
広報モニターとしての町政 (広報) への住民参画数	参画人数		0	未実施	6
	参画割合(%)		0	未実施	100
町民の広報満足度 ^注		%	50	52.6	60
市民活動団体数		団体	未調査	19	25
HPによる意見収集件数		件	76	76	400
町ホームページへのアクセス数(年間)		件	105,436	215,554	300,000
町ホームページへのページビュー数 (年間)		件	506,254	846,486	1,500,000

注：まちづくりアンケートより。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・町の広報紙など町政に関する情報の把握に努めます。 ・町政モニター、パブリックコメント制度、町民アンケート、地域懇談会などを利用し、政策・施策の形成過程に参画します。 ・広報やホームページに掲載される行政情報に関心を持ちます。 ・住民活動の状況(形態)を把握します。 ・地域情報の共有に努め、さらに町民間の情報を公開しあうことで、別海町の広大な面積の欠点を埋め、別海町への関心と愛着を持ちます。 ・町政に積極的に参画します。	【地域・団体・事業者】 ・相互の連携をとるようにします。 【地域・団体】 ・協働のルールづくりから、評価・監視に努めます。 【地域】 ・町の広報紙を正確に速やかに漏れなく地区住民に配布します。 【事業者】 ・施設内に広報紙の配布コーナーを設置します。 ・事業活動や産業振興などにおいて、町政に対して必要な提言を行います。 【団体】 ・ホームページや広報紙を活用し、地域に活動内容や事業の紹介に努め、活気あるまちづくりを展開します。

第2節 コミュニティ活動の促進

□ 現状と課題

地域での連帯感や地域社会への関心が希薄化しつつある現代社会において、コミュニティ活動*は、地域福祉、環境保全、防災・防犯、児童・青少年の健全育成などで大きな役割を果たすことが期待されています。

しかし、近年、少子化や核家族化、若年層の流出、山間地域における集落住民の減少、生活様式の変化などにより、地域のコミュニティ機能の低下がみられるなどコミュニティ活動の活性化が大きな課題となっています。

本町では、コミュニティ活動の活性化に向け、べつかい協働のまちづくり補助金の交付により、町民の自発的活動の促進や地域社会経済の活性化を図っています。また、コミュニティ施設の管理について、指定管理者制度*や地域の自主管理へ移行し、弾力性や柔軟性のある施設の運営及び経費の節減が進められています。

住みよい地域や豊かさの感じられる地域社会は、社会基盤の整備や福祉施策の充実のみでは成り立たず、そこに住む住民がお互いを尊重し合い、助け合いや心のふれあう地域社会の形成によって成立します。このため、本町に残る地域的な結びつきを大切にしながら、コミュニティ活動の活性化のための有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、再構築を進め、地域の課題を自ら解決することができる地域づくりを進めていく必要があります。

□ 施策の目的

自主的なコミュニティ活動の活性化と地域からのまちづくりに向けたコミュニティ*の確立を促進します。

□ 主要施策

(1) コミュニティ活動の活性化支援

地域での課題解決に向け、自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など様々なコミュニティ活動の支援を図ります。また、町内会や地域団体との連携などネットワークづくりを支援します。さらに、拠点となる施設整備への支援などコミュニティ活動の活性化を促進します。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

第6次別海町総合計画 ともしつくる べつかい創造プラン

(2) コミュニティ意識の高揚

コミュニティの重要性や実際のコミュニティ活動の状況などについての広報・啓発活動を行い、各種行事や生涯学習活動、ボランティア活動への参加を促進するとともに、地域コミュニティ活動に必要な情報提供や地域リーダーの育成を推進します。

(3) コミュニティ施設の自主管理の促進

コミュニティ施設の老朽化が進んでいることから、施設の現状を把握するとともに、地域人口の減少に伴う施設の統合・廃止・譲渡などの検討を含めて長期的な維持補修計画を作成し、施設の長寿命化や経費の節減を図ります。また、地域によるコミュニティ施設の自主管理・運営を促進します。

□ 主要事業

べつかい協働のまちづくり推進事業	地域社会や経済に活性化を与え、広く町民参加が見込まれる公益性のあるまちづくり活動を支援します。 また、協働のまちづくり活動が継続して行われ、地域・社会へ貢献する事業、地域の人材育成などについても支援します。
コミュニティ助成事業	(財)自治総合センターが実施する「コミュニティ助成事業」により、本町におけるコミュニティ団体の活動に対する支援を行います。
地域会館等整備事業	地域会館などの維持補修や改修を計画的に進めます。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
まちづくり補助金交付件数 (累計件数)	件	5	40	80
ボランティア活動に参加している町民の割合 ^注	%	未調査	45.2	50
市民活動団体数	団体	未調査	19	25
町内会へ管理委託している施設の割合	%	97	97	100

注：まちづくりアンケートより。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・地域社会を支える主体である町民が、個々の能力などを地域のために還元します。 ・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。 ・公募される審議会や委員会に積極的に参加します。	・地域の課題、問題について地域住民が感心を持ち、町内会、NPOやボランティア団体を活用し、コミュニティでの課題解決に努めます。 ・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。 ・公共的サービスの担い手として各種の地域づくり活動に努めます。

第3節 人権の尊重

□ 現状と課題

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むための基本的な権利です。

平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について国と地方公共団体の責務を明らかにしています。

しかし、いじめや不登校の問題、障がい者の社会参加を阻む各種障壁、高齢者社会の進展による介護問題などをはじめ、近年ではDV被害やインターネットの普及に伴う人権侵害が増加するなど、人権に関する問題は社会状況の変化にともないますます多様化・複雑化しています。

本町においても、町民一人ひとりが人権尊重の精神のかん養に努め、人権が尊重される社会を実現するために必要な施策を推進してきました。

今後もこれらの社会状況を視野に入れ、これまでの人権教育・啓発によって培われてきた成果や手法を踏まえ、新たな創意工夫も取り入れながら、人権尊重の理念を暮らしの中に根づかせ、町民一人ひとりの人権感覚を育む教育と啓発活動に一層努める必要があります。

□ 施策の目的

様々な人権問題の解消に向け、町民一人ひとりの人権感覚を育み、人権尊重社会の形成をめざします。

□ 主要施策

(1) 人権啓発と人権教育の推進

あらゆる差別や偏見に対し、関係機関との連携のもと、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場や機会を通じた人権啓発と人権教育を推進します。

(2) 人権問題に関する相談体制の充実

関係機関との連携のもと、あらゆる人権問題に関する相談体制の充実を図ります。

□ 主要事業

地域人権啓発活動活性化事業	人権の花運動、人権の種運動などを行い、人権尊重感覚の普及・高揚を図ります。
---------------	---------------------------------------

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
イベント時の啓発事業回数	回	2	0	2
人権相談事業開設回数	回	4	2	2
人権教育啓発事業実施校数	校	2	2	2
虐待や暴力に関する相談窓口数	箇所	1	4 ^注	4

注：児童に対する虐待は福祉課、DVは町民課、高齢者に対する虐待は地域包括支援センター、障がい者に対する虐待は障がい者虐待防止センター（福祉課）がそれぞれ相談窓口。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
人権尊重の意識を高め、日常生活に生かします。	【地域、団体】 - 人権尊重の啓発や運動を行います。 - 町の人権推進事業を理解し実践します。 - 人権尊重に関する各種活動を支援します。 【事業所】 - 事業所内での人権学習、人権啓発を実践します。 - 雇用や待遇による差別を撤廃します。

第4節 男女共同参画社会の形成

□ 現状と課題

人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化とともに女性の社会参画が進んでおり、職場・地域・家庭などあらゆる分野における女性の能力発揮の機会拡大に対する取り組みが進められています。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識が残っているため、男女の不平等感の解消と社会の対等なパートナーとして尊重しあう意識づくりが求められています。また、職場や地域社会において方針決定の場への女性の参画が少なく、女性の就労条件は各種社会制度の整備が進められていますが、まだ十分とはいえない状況にあります。さらに、家庭生活においては、社会的に改善の傾向は見られるものの、家事・育児・介護など依然としてその多くの役割を女性が担っており、男性が積極的に参画しているといえない状況がみられます。

このため、男女がお互いに人間としての性差*を認めあったうえで社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、主体性を持った生き方ができるよう、意識改革の推進をはじめ、男女の社会参画を促進する条件整備を総合的に推進し、制度上のみならず、実際の面において社会へ参画することができる真の男女共同参画社会の形成を進めていく必要があります。

□ 施策の目的

男女共同参画社会の形成に向け、男女の社会参画を促進する条件整備を総合的に推進し、あらゆる分野における男女共同参画を促進します。

□ 主要施策

(1) 男女共同参画社会の推進による豊かな地域社会づくり

各種委員会などへの女性の積極的な登用や、町政をはじめ、企業や団体における女性の参画拡大の働きかけなどを行い、女性の参画機会の拡充に努めます。

(2) 男女共同参画社会を実現するための意識の改革

広報・啓発活動や学校教育、社会教育など様々な場を通じ、これまでの社会制度・慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。

(3) いきいきと働くことができる環境の整備

男女雇用機会均等法など労働・雇用に関する法律の普及・啓発や、女性がそれぞれのライフステージ*で積極的な社会参画が可能となる環境整備、就業支援に努めるとともに、仕事や家庭及び地域生活などにおいて多様な生き方が選択・実現できる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた啓発などに努めます。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

□ 主要事業

男女共同参画社会の総合的な推進	広報・啓発活動や様々な場を通じた意識改革の推進や就業支援などに努め、真の男女共同参画社会の形成に向け、総合的に推進します。
-----------------	---

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
町の審議会などへの女性登用率	%	25	20	25

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・職場、学校、地域、家庭などで男女共同参画の推進に努めます。 ・家事、子育て、介護などは家族がお互いに協力しあいます。 ・お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。	【地域】 ・性別役割分担意識に基づく慣習などを見直し、地域における男女共同参画を推進します。 【事業所】 ・女性が能力を発揮できる職場環境をつくれます。 ・雇用における男女の均等な機会と待遇を確保します。 ・仕事と家庭・地域生活の両立のための環境をつくれます。

第5節 北方領土対策の推進

□ 現状と課題

北方領土返還要求は半世紀以上にわたって続いておりますが、未だ解決していない状況にあり、近年においては、ロシア政府による社会基盤整備が進められ、より実効支配が進んでいる状況となっています。この間にも返還要求運動は元島民に代わって、2世、3世へと受け継ぐ時代となってきました。

これまで、国・北海道・関係団体との連携のもと、四島ビザなし交流事業の推進、各種イベントでの返還要求署名活動、広報紙・ホームページへの掲載など啓発活動を行ってきました。また、領土問題は、北方領土に隣接する北海道や近隣市町だけの問題ではなく、日本国の問題であると認識するためにも、東京での次世代後継者によるアピール行動を実施し、全国民に意識の高揚と喚起を促しています。

今後も国や北方領土に隣接する北海道や市町、関係団体が一体となり、事業の推進、次世代後継者の育成、早期返還に向けた取り組みを一段と強化していく必要があります。

□ 施策の目的

国や北方領土に隣接する北海道や市町、関係団体が一体となり、事業の推進、次世代後継者の育成、早期返還に向けた取り組みを一段と強化するとともに全国民に意識の高揚と喚起を促します。

□ 主要施策

(1) 北方領土問題の啓発と意識の喚起

国・北海道・関係団体との連携を図りながら事業を推進し、北方領土問題の啓発と意識の喚起を図ります。また、町独自でのホームページ作成・更新など情報発信を行います。

(2) 北方領土返還運動を推進する次世代の育成

次世代の北方領土問題の意識向上を図るための研修の場、学習機会の充実を図ります。

(3) 北方領土返還に向けた交流事業の推進

早期返還に向け、北方四島交流事業の充実を図ります。

(4) 北方領土隣接地域振興等事業の推進

北方領土に隣接する本町において、地域の振興及び町民生活の安定に関する各種事業を推進します。

□ 主要事業

返還要求運動の推進	関係機関との連携を図りながら、返還要求運動を推進します。
北方四島ポータルサイト推進事業	ポータルサイト*を活用した北方領土の歴史・文化の伝承やウェブカメラを通した国後島のリアルタイム映像をインターネット上で広く公開することで北方領土問題に関する世論の喚起を図ります。
北方領土隣接地域振興等事業	北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するため、産業の振興及び交流の推進に向けた各種事業を行います。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
返還要求署名数	人	5, 120	4, 790	10, 000
北方四島交流事業 訪問回数 ^{注1}	回	17	18	20
北方四島交流事業 受入回数 ^{注2}	回	9	8	10
北方領土まで歩こう会参加者数	人	100	118	250

注1、2：交流事業については北海道などが実施主体である事業の回数。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
返還運動や返還運動事業へ積極的に参加し、返還に向けた意識の高揚を図ります。	- 返還運動や返還運動事業へ積極的に参加し、返還に向けた意識の高揚を図ります。 - 各種団体などで独自の事業に努めます。

第6節 時代に対応した自治体経営の推進

□ 現状と課題

本格的な地方分権時代を迎え、これからの自治体には、町民と協働しながら自らの進むべき方向を自らが決定し、具体的な施策を実行していくことのできる経営能力が強く求められています。

本町においては、これまで行財政改革推進計画などの指針に基づき、行政組織の再編をはじめ、人件費を中心とした歳出の削減、事務事業の再構築、情報化の推進、人材育成などによる効率的、計画的な行財政運営に努めてきました。

しかし、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズはさらに多種・多様化していくことが予想されるとともに、長期にわたる景気の低迷や地方分権の推進などにより、これまで以上に厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。

このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、持続可能な自治体経営を進めていくためには、時代の変化に対応した新たな行財政システムの構築に向けて、行財政改革を計画的かつ積極的に推進していくことが必要です。また、財政健全化法や新公会計制度の施行にあわせた行政への信頼確保と情報開示の徹底が求められています。

今後も地方公共団体に対し、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の取り組みが推進されることに加え、国が提唱する定住自立圏構想*の進展により、地方自治体の役割がますます大きくなることが予想されるため、町民に身近なサービスについては町が担っていくとともに、広域的な対応が可能な事務・事業については周辺自治体との連携も視野に入れ検討する必要があります。

□ 施策の目的

地方分権時代に即した真に自立の道を歩むために持続可能な自治体経営の推進に向け、さらなる行財政改革を積極的に進めます。

□ 主要施策

(1) 行政改革の推進

行財政改革大綱などに基づき、時代に即応した組織・機構の改革をはじめ、行政評価システムの導入、事務事業の管理の徹底、補助金・交付金の適正化と見直し、民間活力の導入検討（指定管理者制度*、アウトソーシング*、PFI*事業、ESCO事業*など）、第三セクターの健全化、定員管理の適正化、職員の能力開発の推進、人事評価制度の構築など行政改革を積極的に推進します。

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

(2) 健全な財政基盤の確保

限られた財源を効率的に活用するため、経費全般についての見直しを行い、徹底的な節減・合理化を進めます。また、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直し、町税を含めた収納率の向上などに努め、自主財源の確保と国・道の各種制度の有効活用を図ります。

(3) 効果的・効率的な財政運営の推進

中期財政推計の作成及び財政推計の公表、連結バランスシート*の作成など財政状況の分析・公表を行い、事業効果や重要度、緊急度などを総合的に勘案しながら事業の重点化を図り、効果的・効率的な財政運営に努めます。また、町立別海病院事業、水道事業など地方公営企業の経営健全化を推進します。

(4) 職員の意識改革の推進

自立の道を歩むために持続可能な自治体経営の推進に向け、職員の人材育成などを目的とする人事評価制度やセクションにとらわれない柔軟な発想を引き出し、町政運営への参加意欲を高めるための職員提案制度などを導入し、職員のさらなる意識改革を図ります。

(5) 広域行政の推進

行政ニーズの多様化・高度化、生活圏の拡大に対応し、様々な分野で周辺自治体などとの広域行政を推進します。

□ 主要事業

健全な財政運営の推進	新公会計制度や連結決算を導入し、財政破綻に陥ることを未然に防止しながら、健全な財政運営を推進します。
------------	--

●用語解説「*」は、P.127～130 用語解説を参照。

□ 主な成果指標

成 果 指 標	単位	平成 19 年度 (実績)	平成 25 年度 (中間実績)	平成 30 年度 (目標)
事務事業に満足している町民の割合 ^{注1}	%	調査未実施	調査未実施	調査実施
行政改革の取り組みに満足している町民の割合 ^{注2}	%	16.4	調査未実施	調査実施
経常収支比率*	%	88.7	81.9	81.9
実質赤字比率*	%	0	0	0
連結実質赤字比率*	%	0	0	0
実質公債費比率*	%	18.2	13.6	13.6
将来負担比率*	%	140.2	74.1	74.1

注1、2：行政評価制度導入などによる政策評価の体制構築を図り成果指標設定とする。

□ 協働の指針

町 民	地域・団体・事業者
・町民と行政の役割分担を明確にして、まちづくりに参画します。 ・町の行財政への関心を持ちます。 ・納税者の義務を果たします。 ・今後協働のまちづくりを進めていくためにさらなる情報公開を求めます。	・団体運営について、補助金などを財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。 ・町からのアウトソーシングや指定管理者制度などへの対応に努めます。

第3部 付属資料

□ 第6次別海町総合計画基本計画見直しに関する諮問

別総政第805号

平成26年1月17日

別海町総合計画策定審議会
会長 加勢正司 様

別海町長 水 沼 猛

第6次別海町総合計画基本計画見直しについて（諮問）

別海町総合計画策定審議会条例第2条の規定に基づき、第6次別海町総合計画基本計画の見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

□ 第6次別海町総合計画基本計画見直しに関する答申

平成26年2月25日

別海町長 水 沼 猛 様

別海町総合計画策定審議会
会長 加 勢 正 司

第6次別海町総合計画基本計画見直しについて（答申）

平成26年1月17日付別総政第805号で本審議会に諮問のありました第6次別海町総合計画基本計画見直しにつきまして、行財政部会、民生部会、産業部会、建設部会、教育文化部会の5部会を設け、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

答 申

今回諮問された第6次別海町総合計画基本計画の見直しは、基本構想に掲げる町の将来像である「笑顔あふれる豊かさ実感のまちべつかい」の実現に向けて、今後5年間に取り組んでいく方針や施策が示されていますが、本町を取巻く社会情勢や財政状況などを十分に踏まえ、優先度を見極めた事業実施が大切になってきます。

その為にも、具体的な取り組みを町民にわかりやすく提示し、多くの町民の参画・協働のもと本計画を推進していただくよう下記事項に十分配慮され、その実現に向けて努められるよう要望します。

なお、本審議会における意見内容については別添のとおりととなります。

記

- 1 本町の基幹産業である農林水産業の持続的発展に向け、担い手育成や基盤整備などの取り組みを推進するとともに、循環型社会の推進など環境保全の取り組みを進めていただきたい。

商工業については、中小企業振興基本条例に基づく中小企業振興対策の推進、また、今後の課題となっている空洞化市街地の活性化など地域振興対策を進めていただきたい

また、観光振興については、「食観光日本一」に向け、滞在型・体験型観光推進のため関係機関一体となった取り組みを進めていただきたい。

- 2 町民一人ひとりが社会の一員として尊重され、安全で快適に生活できる地域福祉社会の形成に向けて、総合的な取り組みを進めていただきたい。

また、町民をあげて福祉への関心を高め、誰もがこの町に住んで良かったと思えるような取り組みの基本方針としての「別海町福祉条例」の策定に向け、行政と町民協働での取り組みを進めていただきたい。

第6次別海町総合計画 ともにつくる べっかい創造プラン

- 3 快適で安全なまちを目指すためには、市街地整備や道路網の整備などハード面の施策展開が必要となってくる。現状では町単独による整備は難しいものがあるため、国あるいは道などの関係機関と密接な協議のもとで整備計画を進めていただきたい。
また、今後人口の減少が見込まれるなか、施策としての移住・定住対策については、重要施策と位置付け、体制強化などの窓口や部署を設けるなど積極的な体制で進めていただきたい。
- 4 生きる力を育む教育の推進に向け、家庭・学校・地域が連携し子どもたちを育てる環境づくりの取り組みを進めていただきたい。
教育は次世代を担う子どもたちに対する投資であり、10年後、20年後を見据えた継続性のある取り組みとなることを望みます。
また、スポーツや芸術・文化の振興は、町民一人ひとりが生き生きと暮らしていくために不可欠なものであるが、地域の活性化や個性を生かしたまちづくりを進めるうえでも、町民主体の取り組みへの支援や、ホンモノに触れる機会の提供など「協働」による取り組みを進めていただきたい。
- 5 見直し後の基本計画においても、施策への取り組みの記述についてその表現の多くが「努めます」となっている。施策の実施にあつては厳しい財政状況の中、多様化する町民ニーズに対応した的確な施策を望むものであるが、それらに取り組む姿勢については、「図ります」等の表現を用い、より積極的で実効性のある基本計画となるよう望みます。

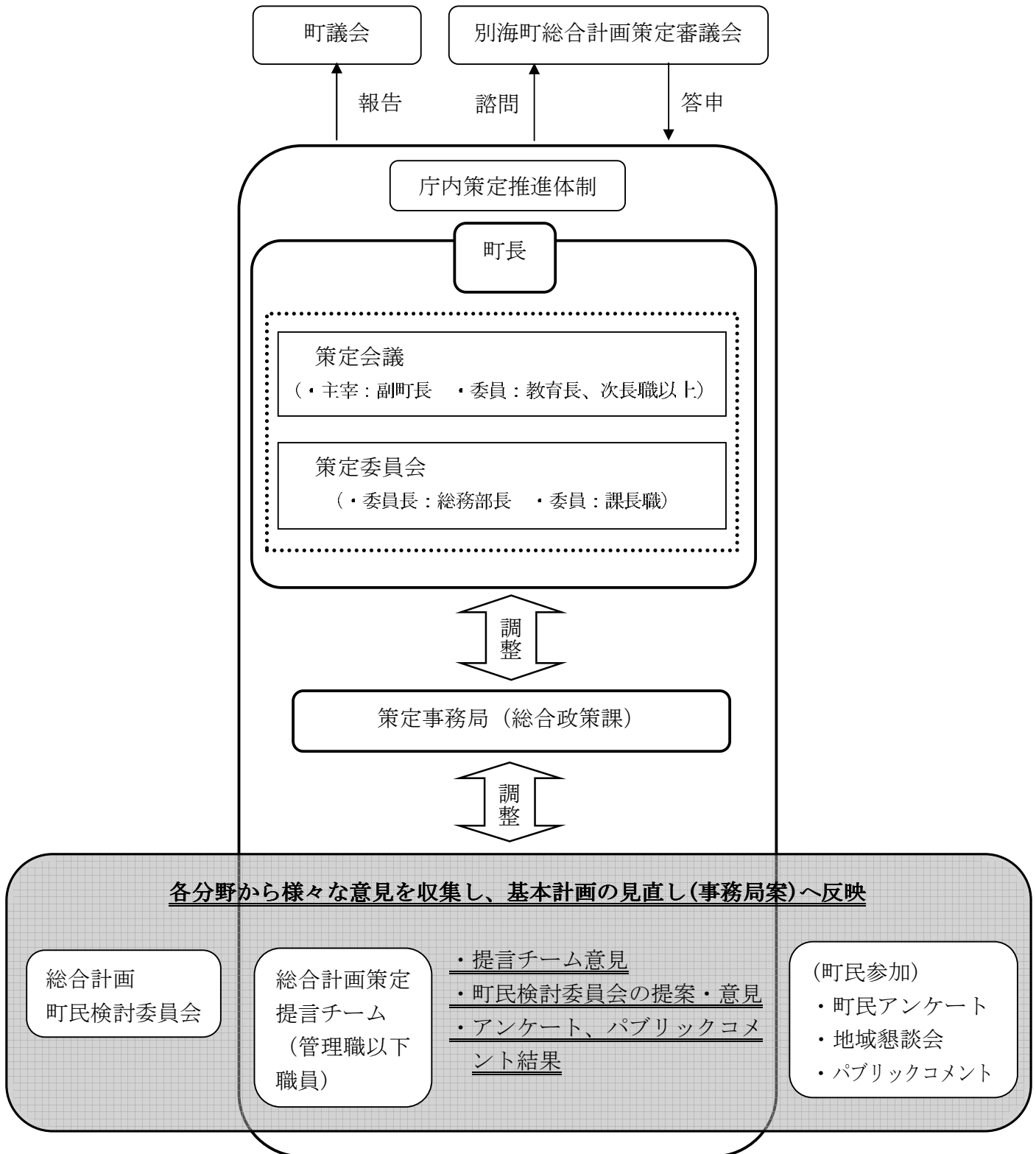
□ 第6次別海町総合計画基本計画見直しの策定経過

年	月	日	内 容
25	5	24	まちづくりアンケート発送 配布2,500通 回収786通 回収率31.4%
		8	第1回総合計画策定提言チーム会議
	8	7	第1回総合計画策定提言チーム会議
		20	第2回総合計画策定提言チーム会議（行財政部会、産業部会）
		21	第2回総合計画策定提言チーム会議（教育文化部会、建設部会）
		22	第2回総合計画策定提言チーム会議（民生部会）
		28	第1回総合計画策定委員会（産業部会、教育文化部会）
		29	第1回総合計画策定委員会（建設部会、民生部会、行財政部会）
	9	5	第3回総合計画策定提言チーム会議（産業部会）
		6	第1回総合計画町民検討委員会
		9	第3回総合計画策定提言チーム会議（行財政部会）
		10	第3回総合計画策定提言チーム会議（教育文化部会、建設部会）
		11	第3回総合計画策定提言チーム会議（民生部会）
		17	第2回総合計画策定委員会（教育文化部会）
		18	第2回総合計画策定委員会（産業部会）
		19	第2回総合計画策定委員会（建設部会、民生部会、行財政部会）
	10	2	第4回総合計画策定提言チーム会議（行財政部会、民生部会）
		3	第2回総合計画町民検討委員会
		4	第4回総合計画策定提言チーム会議（産業部会）
		8	第3回総合計画策定委員会（民生部会）

第6次別海町総合計画
ともしつくる べっかい創造プラン

年	月	日	内 容
25	10	9	第3回総合計画策定委員会（行財政部会）
		11	第3回総合計画策定委員会（産業部会）
		16	第3回総合計画町民検討委員会
		31	第5回総合計画策定提言チーム会議
	11	8	第4回総合計画町民検討委員会
		15	第4回総合計画策定委員会
		21	第5回総合計画町民検討委員会 ※12/13提言書提出
	12	3	第1回総合計画策定会議
		25	第2回総合計画策定会議
	26	1	パブリックコメント開始 ※2/7まで
			第1回総合計画策定審議会
			第2回総合計画策定審議会（教育文化部会、建設部会）
			第2回総合計画策定審議会（産業部会、行財政部会）
			第2回総合計画策定審議会（民生部会）
			まちづくり懇談会（尾岱沼地区）
			まちづくり懇談会（別海地区、西春別地区）
		2	第3回総合計画策定審議会（民生部会）
			第3回総合計画策定審議会（教育文化部会）
			第4回総合計画策定審議会
		3	第3回総合計画策定会議

□ 策定体制（イメージ図）



□ 別海町総合計画策定審議会委員名簿

(敬称略)

会長：加勢 正司 職務代理者：戸田 邑江

行財政部会

	氏 名	所 属 団 体 等
部会長	曾 根 興 三	別海連合町内会 会長
副部会長	鈴 木 實	西春別駅前連合町内会 会長
委 員	臼 田 誠 治	尾岱沼連合町内会 会長
〃	菅 野 晴 康	別海町防犯協会 会長
〃	丹 羽 謙 司	別海消防団 団長
〃	丹 羽 孝	別海町交通安全協会 監事

民生部会

	氏 名	所 属 団 体 等
部会長	吉 野 宮 子	NPO法人スワンの家 理事長
副部会長	伊 藤 正 敏	別海町社会福祉協議会 事務局長
委 員	加 勢 正 司	別海町民生委員児童委員協議会 会長
〃	佐 藤 富士雄	別海町子ども会育成連絡協議会 会長
〃	中 根 富士美	別海町ボランティア連絡協議会 会長
〃	横 堀 昭 康	別海町消費者協会 会長

産業部会

	氏 名	所 属 団 体 等
部会長	橋 本 淳 一	別海町商工会 会長
副部会長	松 田 寅 義	別海町農業委員会 会長
委 員	齊 藤 光 貴	別海町内農協連絡協議会企画会議 座長
〃	佐 藤 一 雄	別海町漁業協同組合連絡協議会 会長
〃	戸 田 邑 江	別海町観光協会 会長
〃	山 田 年 成	別海町森林組合 参事

建設部会

	氏 名	所 属 団 体 等
部会長	山 崎 宏	別海町建設業協会 副会長
副部会長	村 上 徹	別海町総合計画町民検討委員会 委員長
委 員	鈴 木 麗 子	別海町商工会女性部 部長
〃	寺 井 範 男	北海道中小企業家同友会南しれとこ支部別海地区会 会長
〃	林 義 勝	別海町技能士会 会長
〃	藤 沢 広 太	別海町商工会青年部 部長

教育・文化部会

	氏 名	所 属 団 体 等
部会長	下 地 弘	別海町内小中学校校長会 会長
副部会長	小 島 敏 徳	別海町青年団体協議会 会長
委 員	大 塚 保 男	別海町教育委員会 委員長
〃	島 崎 裕	別海町文化連盟 会長
〃	鈴 木 一 子	別海町女性団体連絡協議会 会長
〃	根 本 幸 三	別海町体育協会 会長

第6次別海町総合計画 とものつくる べっかい創造プラン

□ 策定組織の構成

【別海町総合計画策定会議】

主 宰	委 員
副町長	教育長、総務部長、福祉部長、福祉部次長、福祉部次長、福祉部次長、産業振興部長、産業振興部次長、産業振興部次長、建設水道部長、教育部長、別海病院事務長、会計管理者、農業委員会事務局長、議会事務局長、監査委員事務局長、消防署長、消防署副署長 19名

【別海町総合計画策定委員会】

委員長	部会名	委 員
総務部長	行財政部会	総務課長、総務課参事、財政課長、税務課長、西春別支所長、尾岱沼支所長、出納室長、消防署管理課長、消防署予防課長、消防署警防課長 10名
	民生部会	福祉課長、福祉部付課長、福祉課参事、居宅介護支援事業所長、町民課長、保健課長、母子健康センター師長、特別養護老人ホーム施設長、デイサービスセンター長、老人保健施設事務長、別海病院事務課長 11名
	産業部会	農政課長、水産みどり課長、商工観光課長、町民課長 4名
	建設部会	管理課長、事業課長、事業課技術長、上下水道課長、財政課長 5名
	教育・文化部会	学務課長、生涯学習課長、中央公民館長、西公民館長、東公民館長、図書館長 6名

【別海町総合計画策定提言チーム】

各課等から選出	34名
---------	-----

【別海町総合計画町民検討委員会】

委員長を含む委員	20名
----------	-----

【策定事務局】

事務局長：総合政策課長 事務局員：総合政策課主幹ほか担当2名

□ 用語解説

【A～Z】

◆AED P91

自動体外式除細動器。けいれんを起こし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。【Automated External Defibrillatorの略】

◆ALT P61

外国語指導助手。【Assistant Language Teacherの略】

◆ESCO事業 P114

省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、委託者の利益と地球環境の保全に貢献するビジネスで、省エネルギー効果の保証などにより委託者の省エネルギー効果の一部を報酬として受け取る。【Energy Service Company事業の略】

◆HACCP P18

食品の安全性の確保と品質管理の高度化に向けた国際的な食品衛生管理手。【Hazard Analysis and Critical Control Pointの略】

◆NPO P45、102

民間非営利団体。
【Nonprofit Organizationの略】

◆NPO法人 P45

市民活動団体のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと（特定非営利活動法人）。

◆PFI P79、114

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。【Private Finance Initiativeの略】

◆SNS P22

友人・知人など、人同士のつながりである社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。【Social Networking Serviceの略】

◆TMRセンター P11

粗飼料と濃厚飼料を適切な割合に混合し、必要な養分を十分供給できるような飼料を調製する施設。【Total Mixed Rationの略】

◆TPP（環太平洋戦略的経済連携協定） P10

太平洋を取り囲む国々の間で、モノやサービス、投資などが出来るだけ自由に行き来できるよう、各国の貿易や投資の自由化やルール作りを進めるための国際条約。

【Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreementの略】

◆U・J・Iターン P28

U「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地に戻る」と、J「出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る」と、I「出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと」の総称。

◆WTO（世界貿易機関） P10

貿易に関する協定の管理・運営、加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関。【World Trade Organizationの略】

【ア行】

◆アウトソーシング P71、114

業務上必要とする資源やサービスを外部から調達すること。外部委託。

◆エコツーリズム P22

自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした余暇活動。

◆污水处理人口普及率 P87

住民基本台帳人口に対する污水处理施設（公共下水道、農業・漁業集落排水施設・合併処理浄化槽などトイレの水洗化や生活雑排水を処理する施設）を使用できる状態にある人口の割合。污水处理人口普及率が高いほど環境整備が進んでいるといえる。

【カ行】

◆京都議定書 P15

1997年12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）」で採択された、二酸化炭素など6種類の温室効果ガスについての排出削減義務などを定めた議定書のこと。

◆クリーン農業 P11

化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限に抑え、さらに総窒素施用量にも制約を設け、有機物施用などによる健康な土づくりを進める環境に配慮した農業。

第6次別海町総合計画 ともしつくる べっかい創造プラン

◆グリーンツーリズム P12、21
農家民宿（ファームイン）、農村体験など農村地域に滞在しその自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

◆ケアマネジメント P45
福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ仕事のこと。

◆経常収支比率 P116
財政の弾力性を表す指標、低いほど弾力性がある。人件費、扶助費、公債費など毎年経常的に支出される経費に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税などを中心とする毎年経常的に収入される一般財源の総額に占める割合。

◆建設海岸 P93
侵食の恐れのある海岸を守るための海岸保全区域の区分の1つ。国土交通省が管轄。

◆後期高齢者医療制度 P56
75歳以上または65歳以上で一定の障がいがあると認められた人が被保険者となる公的医療保険制度。

◆コミュニティ P105
人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会。共同体。

◆コミュニティ活動 P105
地域社会において行われる活動。

◆コントラクター P11
農作業の一部を請け負い料金収入を得る組織。

【サ行】

◆災害時要援護者 P46、93
災害時の避難など適切な防災行動が困難な方。具体的には障がい者、傷病者、高齢者など。

◆産業クラスター研究会 P27
地域の企業等が連携して新産業の創造など地域産業の発展に向けた研究を行う会。クラスターとは、ぶどうなどの房を指し、転じて群れや集団を表す。

◆史跡 P69
貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの。

◆自然エネルギー P31
太陽光、風力、水力といった自然現象を

利用するエネルギー。

◆実質赤字比率 P116
一般会計の赤字をみる指標（財政4指標の一つ：地方自治体財政健全化法に基づく自治体の財政状況を把握する指標）。標準財政規模（自治体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標）に対する一般会計における赤字額の比率。

◆実質公債費比率 P116
年間の借金返済額をみる指標（財政4指標の一つ）。標準財政規模に対する地方債元利償還金や一部事務組合・広域連合の償還金に対する負担金・補助金、債務負担行為などの債務の比率。

◆指定管理者制度 P105、114
公の施設の管理・運営を、営利企業・財団法人・NPO法人など企業や団体に代行させることができる制度。

◆指導者登録制度 P72
町内の体育指導委員や各種スポーツ団体の指導者を一括登録・管理し、個人情報厳守のもと、情報を提供するほか各種事業に派遣する制度。

◆市民活動 P103
営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、自発的かつ継続的に行われる活動。宗教活動や政治活動を主な目的とする活動は含まない。

◆将来負担比率 P116
将来の借金残高などをみる指標（財政4指標の一つ）。標準財政規模に対する町が将来負担すべき実質的債務の比率。

◆新エネルギー P30
バイオマスエネルギーや太陽光、風力、水力といった自然現象を利用する再生可能なエネルギー。

◆新酪農村 P10
昭和38年から昭和48年までに建設されたパイロットファームよりさらに大規模で近代的な酪農村。

◆森林吸収源対策 P15
森林を整備して二酸化炭素の吸収量を高めていく対策（京都議定書におけるわが国の温室効果ガスの削減目標6%のうち3.8%は森林による吸収を目標としている）。

◆森林の多面的機能 P15
森林の持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、木材の生産等の機能。

◆性差 P110
男女の性別による違い。生物的な違いだけではなく、職業適性や価値志向の違いなどの社会的、心理的差をいう。

◆線形改良 P96
急なカーブを緩やかにするなど道路を通行しやすく改良すること。

◆総合型地域スポーツクラブ P72
地域住民が主体的に運営し、地域において子どもから高齢者まで様々なスポーツ活動を行うことができるスポーツ団体。

◆総合スポーツセンター P71
体育館、陸上競技場、野球場、温水プールなどから構成されるスポーツ施設。

【タ行】

◆地域包括支援センター P54
介護保険法で定められた地域在住の高齢者に対する保健・福祉・医療の向上、及び安定した生活のために必要となる援助や支援を包括的に行なう機関。

◆地域ポータルサイト P28、88、102
地域社会を基盤とするインターネットを介した情報交流の場。本町では地域ポータルサイトとして「べっかいテレビ(BTV)」を別海町マルチメディア館が運営している。

◆地産地消 P19、63
地域で生産されたものをその地域で消費すること。

◆中1ギャップ問題 P63
小学校から中学校へ進学する際に、学習環境や生活環境等の大きな変化に対応できないといった小・中学校間の接続の問題。

◆定住自立圏構想 P114
広域連携のひとつで地域住民が定住できるよう市町村間で協定を結び、医療など生活に必要な都市機能を確保する構想。

◆低炭素社会 P12
温室効果ガスの1つである二酸化炭素の排出量を最小化する社会のこと。

◆特定健康診査 P40、56
生活習慣病の予防を目的に40歳以上の健康保険加入者を対象としたメタボリック

シンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査。

◆特定保健指導 P40、56
特定健康診査の結果、生活習慣病になる危険性に応じて3つのレベル（積極的支援、動機付け支援、情報提供）に分けられ、そのレベルに応じて実施される保健指導。

◆特別支援教育 P61
障がいのある幼児・児童・生徒の自立や学習活動に向けた主体的な取り組みを支援する教育。

【ナ行】

◆日豪EPA P10
日本とオーストラリア間のFTA（自由貿易協定）を柱とするEPA（経済連携協定）。

◆尿糖陽性妊婦率 P41
妊婦一般健康審査の尿検査（尿道）で尿糖が陽性と判定された妊婦割合。

◆「ねむろ自然の番人宣言」 P35
根室管内に住む人々が、自然の番人として廃棄物の不法投棄やポイ捨てを防止し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐことを目的とした宣言。

◆農地海岸 P93
農地を波浪による浸食等から守るために指定される海岸保全区域の1つ。農林水産省が管轄。

◆ノーマライゼーション P50
障がい者と健常者がお互いに特別に区別されることなく等しく社会生活をともにするのが正常なことであるとする理念。

【ハ行】

◆バイオマス P30
家畜ふん尿などの再生可能な生物由来の有機性資源。これを燃料等に活用したエネルギーが「バイオマスエネルギー」。

◆バイオマス産業都市 P10
バイオマスタウン構想をさらに発展させ、木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物など地域のバイオマスの原料生産から収集・運搬、製造・利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指す地域。

第6次別海町総合計画 ともしつくる べっかい創造プラン

◆バイオマスタウン構想 P10

別海町の主幹産業である酪農業に起因するバイオマス（家畜ふん尿）を効率的に活用し（バイオガスの利用など）、環境保全型酪農の構築とエネルギー自給をめざす構想（平成17年度公表）。

◆パイロットファーム P10

昭和30年から世界銀行の融資のもと、近代的な機械を使い、大規模な酪農専業経営の実現をめざしたもの。正式名称「根釧機械開墾地区建設事業」。

◆ハザードマップ P94

平常時から災害に備えて取るべき対策や災害時における安全かつ的確な避難行動に役立つ情報を記載した地図。

◆パブリックコメント P103

政策立案過程において、その原案や参考となる資料を公表して、広く住民の方々から意見を募集し、寄せられた意見を考慮しながら意思決定を行なうとともに、意見に対する考え方を公表するもの。

◆バリアフリー P45、50、82

障がい者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。

◆フットパス P21

遊歩道、散策路、ハイキングなどで歩く人のための道、歩くことを楽しむための道。

◆ブロードバンド P88

従来のダイヤルアップ接続やISDNを使ったインターネット通信と比較し、より広帯域で高速な通信を提供する回線やサービスの総称のこと。

◆ホスピタリティ P23

心のこもったもてなし。手厚いもてなし。

◆ポータルサイト P113

インターネットを介した情報交流の場。最初にアクセスするウェブページのこと、分野別に情報を整理しリンク先が表示されている。

【マ行】

◆マリンツーリズム P12、18、22

漁村地域でその自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

◆無線LAN P88

無線通信でデータの送受信をするネット

ワークのこと。

【ヤ行】

◆ユニバーサルデザイン P46、80

老若男女といった差異、障がい・能力を問わずに利用することができる誰にでも使いやすい施設・製品・情報の設計。

◆4R P34

廃棄物などの排出抑制（リデュース・Reduce）、再使用（リユース・Reuse）、再生使用（リサイクル・Recycle）、発生抑制（リフューズ・Refuse）をいう。

【ラ行】

◆ライフステージ P72、110

幼少年期、青年期、壮年期、老年期など人間の一生の段階区分。

◆酪農ヘルパー P11

酪農家に代わって牛の世話をすること。

◆ラムサール条約 P32

湿地の生態系を守る目的で1971年に制定された湿原の保存に関する国際条約。

◆ラムサール条約登録湿地 P21、30

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づき、締結国が国際的な基準に従って湿地を指定し、条約事務局に登録された湿地。

◆リピーター P21

繰り返し訪れる人。

◆レセプト P56

医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療費の明細書。

◆連結実質赤字比率 P116

病院会計なども含めた全会計の赤字をみる指標（財政4指標の一つ）。標準財政規模に対する公営企業会計を含む全会計における赤字額の比率。

◆連結バランスシート P115

町単独ではなく関連団体（第三セクター等）を含め財政状況の全体像をまとめた貸借対照表。

第6次別海町総合計画基本計画

平成26年3月

＜発 行＞

別 海 町

＜問い合わせ＞

別海町 総務部 総合政策課

〒086-0205 野付郡別海町別海常盤町280番地

電話 0153-75-2111 (内線2213・2214) FAX 0153-75-0371

E-mail sougouseisaku@betsukai.jp

<http://betsukai.jp/>